2025年度
第5回業務委員会
資料№1

2026/1/15

2026年度事業計画案（業務関連）

１．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（１）ガス事業法における手続等の周知・徹底

① ２０２５年８月にスタートした、改正ガス事業法の検証を目的とするガス事業環境整備ワーキンググループ（WG）では、ガス小売事業であるコミュニティーガス事業も俎上に上がっており、WGの進捗に合わせて対応していく。

② 「Q&A（序章・業務編）」を昨年４月に発刊したが、その後も事業者からの種々の問い合わせに対応している。これらの中から重要と思われるものを整理し、改訂版または追補版の発行に備える。

（２）経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

① ２０２６年度は３年に一度の標準係数を改訂する年にあたる。従来どおり重要項目に絞った簡便な方法により改定案を作成し当局と協議する。

② ２０２５年度の料金制度検討WGにおいて、料金制度検討WGを少なくとも年１回開催することとした。２０２６年度は標準係数改定案がパブコメに懸かるのを待って、「令和８年度標準係数改定交渉経緯」をテーマとして開催する予定。

２．CN時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

① グリーンＬＰガス推進官民検討会を軸に、グリーンＬＰガス、ｒDME混焼等の脱炭素・低炭素化等に関する検討が進んでいる。これらの情報を収集し、会員事業者に速やかに提供する。

② カーボンニュートラルに資する省エネルギーに関する取組み事例の情報収集を行い、業務委員会等で紹介する。

③ ２０２５年度から検討しているコミュニティーガス団地を核とするＪ－クレジットの普及を図るとともに、更なる事例収集に努める。

６．経営基盤の強化

（１）コミュニティーガスの認知度向上

① 従来型給湯器や石油給湯器から高効率給湯器（エコジョーズ、ハイブリッド給湯器、エネファーム）に交換したコミュニティーガス需要家、先着〇〇〇名に苗木（orクオカード等）プレゼント企画の実施案作成。

② 住宅建築関係団体に対するコミュニティーガス団地の活用提案

③ 需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続「認知度向上ポスター」の企画・製作

（2）コミュニティーガスの需要促進

① 新たな普及促進につながる情報提供

グリーンＬＰガス推進官民検討会「高効率機器等普及促進に向けたWG」に継続して参加することに加え、ガス石油機器工業会が提唱する新たな普及促進会議にも参加し、業界一丸となった行動を行う。

② 建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報収集・発信

上記外部会議等において入手した情報および「燃転」に関する情報を収集し、会員事業者に向け速やかに発信する。また、家庭用灯油機器のガス機器への交換を促す施策を検討する。

③ 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

協会作成のパンフレット・リーフレット等に不足が生じた場合には、支部の要望に応じて改訂・増刷を行う。

以 上

2025 年 12 月 9 日
（一社）日本コミュニティーガス協会

青森県東方沖を震源とする震度 6 強を観測する地震について

1．地震の概要

12 月 8 日に発生した標記地震の概要は下記のとおり。

項目	内容
発生日時	12 月 8 日　23 時 15 分
震源	青森県東方沖
最大震度階級	震度 6 強
地震の規模（マグニチュード）	M7.6
震源の深さ	50km

2．震度 5 弱以上に存するコミュニティーガス団地

震度 5 弱以上を観測した団地は表 1 のとおり。当該地域は北海道、青森県、岩手県及び宮城県にわたり、22 事業者、77 団地、登録ベースで約 22,000 地点に及んだ。

表 1　震度階別、地域毎のコミュニティーガス団地数

震度階級	事業者数	地域	団地数	登録地点数
震度 6 強	4	青森県八戸市	18	4,604
震度 6 弱	1	青森県三戸郡階上町	1	305
震度 5 強	5	北海道函館市 青森県むつ市	14	6,299
震度 5 弱	17	北海道苫小牧市 青森県三沢市、つがる市 岩手県盛岡市、久慈市、 二戸市、八幡平市、 岩手郡滝沢村 宮城県登米市	44	10,699
計			77	21,907

※全ての震度階級において、重複無しの事業者数は 22



図１　地図上におけるコミュニティーガス団地

３．地震の影響

本地震により、23 時 23 分に、北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、岩手県の地域に津波警報が発表され、北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部、青森県日本海沿岸宮城県、福島県に津波注意報が発表された。その後、9 日午前 2 時 45 分には、全ての津波警報を注意報に切り替え、同 6 時 20 分にはすべての注意報を解除した。また、津波は、いずれも最大波で岩手県久慈市で 70 センチ、北海道浦河町で 50 センチ、青森県八戸市と同県六ケ所村で 40 センチ、北海道えりも町で 30 センチ、北海道白老町で 20 センチなどが観測された。

日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられており、今回の地震により、「北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）」が気象庁・内閣府より発表された。

（※）対象地域は、北海道（63 市町村）、青森県（28 市町村）、岩手県（23 市町村）、宮城県（全域 35 市町村）、福島県（10 市町村）、茨城県（9 市町村）、千葉県（14 市町村）

４．コミュニティーガスの被害状況

震度 5 強以上を観測した団地のうち 5 団地（すべて震度 6 強）については、特定製造所において感震遮断装置の作動が認められたものの、速やかに復帰した。

上記団地含めコミュニティーガスへの被害は特段みられず、供給を継続した。

以上

2026 年 1 月 8 日
（一社）日本コミュニティーガス協会

島根県東部を震源とする震度 5 強を観測する地震について

1．地震の概要

1 月 6 日に発生した標記地震の概要は下記のとおり。

項目	内容
発生日時	1 月 6 日　10 時 18 分
震源	島根県東部
最大震度階級	震度 5 強
地震の規模（マグニチュード）	M6.4
震源の深さ	11km

2．震度 5 弱以上に存するコミュニティーガス団地

震度 5 弱以上を観測した団地は表 1 のとおり 12 事業者、49 団地、登録ベースで約 10,000 地点に及んだ。

表 1　震度階別、地域毎のコミュニティーガス団地数

震度階級	事業者数	地域	団地数	登録地点数
震度 5 強	10	鳥取県境港市 島根県松江市、安来市	39	7,691
震度 5 弱	5	鳥取県米子市 西伯郡伯耆町	10	2,189
計			49	9,880

※全ての震度階級において、重複無しの事業者数は 12

3．コミュニティーガスの被害状況

震度 5 弱以上を観測した団地について、緊急巡回点検を実施した結果、被害は特段みられず、供給を継続した。

以上

2025年度
第5回業務委員会
資料№2-1

総合資源エネルギー調査会　　電力・ガス事業分
科会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
第５回ガス事業環境整備ワーキンググループ

議事要旨（案）

1. 日時　令和7年 12 月 19 日（金）10 時 00 分～12 時 30 分
2. 場所　経済産業省別館 2 階 238 会議室（オンライン併用）
3. 議題　ガスシステム改革の検証に係るヒアリング
4. 出席者

（ガス事業環境整備ワーキンググループ委員）

座長 山内 弘隆　一橋大学 名誉教授
秋元 圭吾　公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ・主席研究員
五十川 大也　大阪公立大学大学院経済学研究科 准教授
男澤 江利子　有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
澁谷 忠弘　横浜国立大学総合学術高等研究院 教授
杉野 綾子　武蔵野大学法学部政治学科 准教授
田中 加奈子 アセットマネジメント One 株式会社 シニア・サステイナビリティ・サイエンティスト
田村 多恵　みずほ銀行 産業調査部 次長
橋本 悟　青森公立大学経営経済学部経済学科 教授
原 郁子　公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
平野 創　成城大学 経済学部経営学科 教授
又吉 由香　SMBC 日興証券株式会社産業・サステナビリティ戦略部 ﾏﾈｼﾞﾝｸﾞ・ﾃﾞｨﾚｸﾀｰ
松平 定之　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
松村 敏弘　東京大学社会科学研究所 教授

（ガス事業環境整備ワーキンググループオブザーバー）

梅澤 毅　株式会社 INPEX JAPAN 企画推進ユニット ジェネラルマネージャー
小野 透　一般社団法人 日本経済団体連合会資源・エネルギー対策委員会 企画部会長代行
出口 尚平　東京電力エナジーパートナー株式会社 ガス事業部長
高野 隆彦　電気事業連合会 企画部部長
早川 光毅　一般社団法人日本ガス協会 専務理事
籔内 雅幸　一般社団法人日本コミュニティーガス協会 専務理事
和田 大　石油資源開発株式会社 経営企画本部 本部長補佐
宇都 亮平　ENEOS 株式会社 天然ガス供給グループグループマネージャー
田上 博道　経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長
石津 さおり　経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ ガス安全室長

経済産業省

迫田 英晴　資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室長

5. 議事概要

① 日本ガス協会、日本ガス株式会社、東部ガス株式会社、エネルギー事業コンサルタント角田様、日本コミュニティーガス協会、国土交通省、環境省より料説明を実施。

② 委員等からの主な意見（コミュニティーガスを中心に）

○ いきなりカーボンニュートラルを進めるのはコストが掛かる為、トランジション期間のガスへの燃転の重要性を今一度考えるべきであり、燃転は費用対効果の高い削減だと考えている。また、政府の支援がカーボンニュートラルに偏りすぎている気がしており、ガス導管の延伸や燃転をセットにする形での支援を検討しても良いのではないか。

バイオガスについてはCO2 削減に有効であり、電気でなくガスで使用される方が効率的に良い可能性もあるので支援の在り方の検討も必要と考える。

○ **コミュニティーガス協会のプレゼンについて、様々な取り組みと分析をされていて感動した**。

供給計画の策定について、DX化や入力サポートツールの開発、またそのツールの使用方法の支援体制を設けるなど、業界横断や行政連携して進めることができればより良いと考える。

○ エッセンシャルサービスという概念で整理することに違和感がある。コンサルの方が使用することは良いが、行政では安易に使用しないよう願いたい。都市ガスは国土面積の5%、人口カバー率の50%、供給区域内でも都市ガスを使用していない人もいる。このように考えると、「エッセンシャルサービス」という言葉を使用して都市ガスを表現するのはミスリーディングだし慎重にあるべきと考える。行政が使う場合には十分に考えた上で使用していただきたい。

○ 産業を守っていくことを考えると、いきなりカーボンニュートラルではなく低炭素をしっかり進め高度低炭素社会を目指すべきと考える。

地方都市ガス事業者のプレゼンを聞いて、緩やかでも良いので系列化していくことが必要ではないかと感じた。地域をまたぎ系列化していく方が地方のガス事業者にとってビジネスチャンスが生まれるのではないかと考える。

一般家庭において他社に変えればポイントが貰える等、他社に変えたお客様が得になり、長く契約している既存のお客様が報われない。これは社会的に意味があるのか考え直す必要がある。

SSやガス・流通・小売り・公共サービス等、1つにまとめる拠点が必要と考える。サービス部門のコンビニみたいなものを作るべきと考える。

人的支援の高度化が必要であり、AI・IOTの活用が大事になる。一例として、コンビナートの防爆エリアで非防爆機器を取り入れることが出来るようになったこと、基準が緩んだことで色々な使い方ができ効率化されていった。チャレンジできる規制の在り方が重要と考える。

コミュニティーガスについては、LPガスと兼業していることから維持コストの面でどちらが社会的にふさわしいのか社内で判断できるところは業界にとってプラスだと考える。また、経過措置料金の難しさを感じていて、参入障壁があって独占的なのか、魅力が無さ過ぎて新規参入が無く独占的になっているのか、この見極めを基準に織り込む必要性は今後を見据えた上で重要である。

○ **コミュニティーガスも地方都市ガス同様に人口減少の影響を大きく受ける。大小様々な事業者の中で、エリアによっては厳しい経営環境にある事業者も有ると思うがどのくらい協会として把握しているのか伺いたい。**
経過措置料金については難しいと感じており、実際にスイッチングできる状況かというと難しいところであると感じる中で、一方で**近時のコスト上昇を反映するのはその通りであり、今の仕組みを維持しながら経産省の**

認可プロセスを早くすることや、原則としてOKとしながら事後的に介入する仕組みも含めて考える必要があると思う。

○　コミュニティーガスについて需要家件数が減っているなかで、そこに留まりたいという需要家があるのか。LPガスで集合的に供給を受ける（小規模集団供給）も良いよねと再浮上することがあるものかと漠然と考えている。

○　燃料転換を薦めることには意義があるがコスト面がネックとなっている。今回は技術面での論点も指摘されており、燃転についても必要なスキルが要求されノウハウを持った人材が必要とされる。大手事業者と地方事業者が連携して燃料転換に当たれる体制や仕組みを構築することが重要になってくる。

③ オブザーバーから

○　電気事業者として地方ガス事業者に出来る貢献策は、上流側で競争力のある安価な都市ガスを卸すことで調達先の選択肢を増やし、地方都市ガス会社の収支改善と当該エリアの地域価値の向上に寄与することと考えている。しかしながら現実では、地方都市ガス会社と大手都市ガス事業者の協力関係や契約関係が強固なため、後発組を選択していただく壁が高く卸の実績は限定的となっている。大手都市ガス会社の支援が手厚くなるほど地方都市ガス会社にとって他社卸を選択する心理的負担が高まり、結果として上流側の競争環境が失われてしまい、当該エリアの他社燃料との競争にも影響しかねないと感じている。

④ 事業者からの回答

○　コミュニティーガスの人口減少の影響を受けるのではないか。その影響具合を把握しているか。何か支援を行っているかとの質問について、全国に支部が10支部有り、支部管内のコミュニティーガスユーザーの減少状況は報告を受けており把握している。協会として補助金を出すとか支援するとかは行っていない。コミュニティーガス事業者は、ほぼ99%がLPガス事業者であり、コミュニティーガスというシステムが維持できなくなってもガスの供給を止めることはない。コミュニティーガスというシステムはやめるが、LPガスのボンベを持って行き引き続き供給は続ける。

⑤ 事務局からの回答

○　連携というキーワードが多く出てきており、事業者間の連携、自治体と事業者との連携、国・行政間の連携、全てのプレーヤーとの連携もあると思っている。様々な課題を解決する上でまだまだプレーヤー間が十分に理解してないことも原因の１つとなっていると思う。そこから必要な支援の在り方を考えていくことも十分に有り得ると思っているので、年明けの議論に繋げていきたい。

以上

2025年度
第5回業務委員会
資料№2-2

ガスシステムにおける事業環境と現況

2025年12月19日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会

本日の説明内容

1. 当協会の概要
2. コミュニティーガス事業とは
3. コミュニティーガス団地における活動事例
4. コミュニティーガス事業におけるＣＮへの取り組み
5. コミュニティーガスの保安
6. コミュニティーガス事業の現況

1　協会概要

■ 創立

1968年（昭和43年）	9月	全国簡易ガス事業協議会
1970年（昭和45年）	8～9月	各地区簡易ガス協会結成
〃	10月	(社)日本簡易ガス協会創立
2011年（平成23年）	4月	(一社)日本コミュニティーガス協会

（公益法人改革の実施に伴い移行したもの。）

■ 従業員数

本部および10支部　32名 (2025年9月末)

■ 目的

全国のコミュニティーガス事業者等で構成され、コミュニティーガス事業に関する経営、技術の向上及び保安の確保を図り、コミュニティーガス事業の健全な発展を期するとともに、公共の利益の増進に寄与すること。

２-１　コミュニティーガス（簡易ガス）事業とは

簡易ガス事業の誕生

- １９６０年代（昭和３０年代後半）から都市部で急速に人口が増加し、これに伴う住宅数の不足を補うため、郊外において団地建設が急速に進められました。
 こうした地域では、都市ガス事業の供給区域内であっても、急速な開発に導管の延伸が追いつかず、建設される団地に即時に都市ガスを供給することが困難でした。

- このため、ＬＰガスを導管で供給する方式が採用されるようになりました。この「ＬＰガス導管供給方式」の普及を受け、一定規模（７０戸）以上のＬＰガスの導管供給につきガス事業法が適用されることとなり、１９７０年（昭和４５年）１０月に「簡易ガス事業」として誕生しました。
 　以来その供給方式の簡便性、需要に対する迅速性、経済性などが高く評価されて、全国的に普及し、地域の発展に寄与してきました。

- ２０１７年（平成２９年）４月に改正ガス事業法が施行されたことにより、法律上、「簡易ガス事業」は「ガス小売事業」の一部となり、協会ではこれを「**コミュニティーガス事業**」と呼称しています。

2 - 2　コミュニティーガス団地の例

戸建て住宅団地



鹿児島市山田町「星ヶ峯ニュータウン」



北海道当別町「スウェーデンヒルズ」

2 - 2　コミュニティーガス団地の例

集合住宅団地



和歌山県白浜町椿温泉のリゾートマンション



札幌市手稲区「手稲山口東団地」

2 - 3　コミュニティーガスの供給ネットワーク

» 特定ガス発生設備

①集中シリンダー方式



②バルク方式



③バルク方式
（地下埋設）



④ストレージタンク方式



2 - 3　コミュニティーガスの供給ネットワーク

■ 二次災害の防止

地震などの災害時には、団地内のガス発生設備で瞬時にガス供給を停止し、二次災害を防止します。

■ 早期の復旧

災害発生後も短期間で安全点検・補修ができ、早期にガス供給を復旧できます。

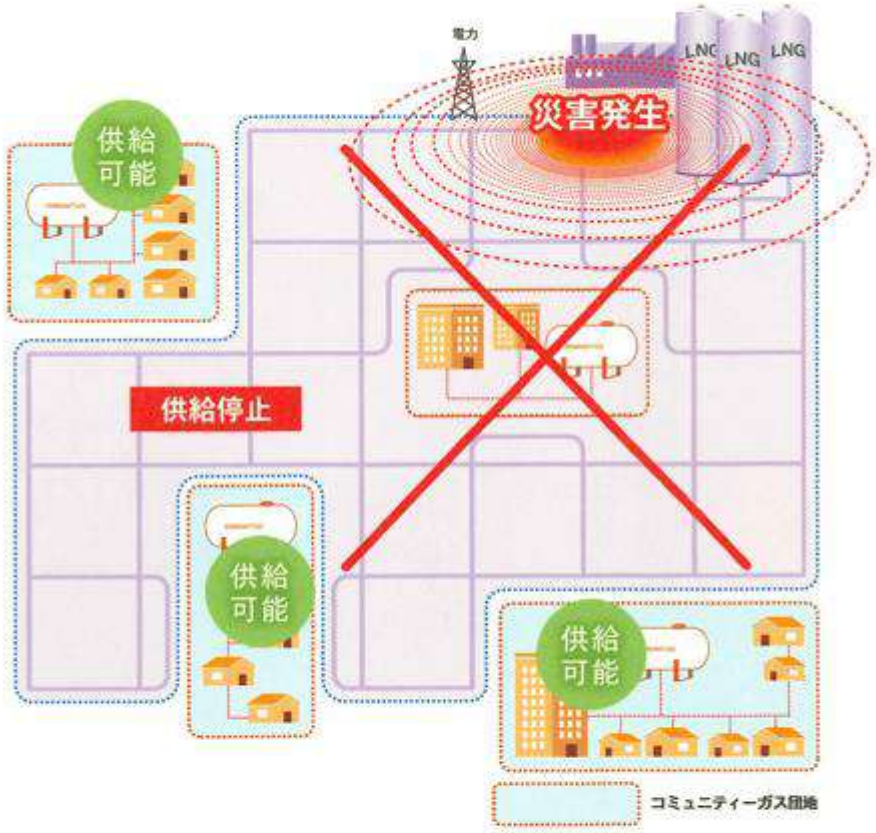
■ 緊急用のガス利用

ガス発生設備では貯蔵能力の50%程度のガスを保有しており、緊急用ガスとしても利用可能です。

■ 機動的な対応

LPガスは車両による供給網が全国に張り巡らされており、万が一の災害時にも、ガスシリンダーを持ち込むなど機動的な対応が可能です。

電力・都市ガスなどの大規模なネットワークによるエネルギーが停止した場合

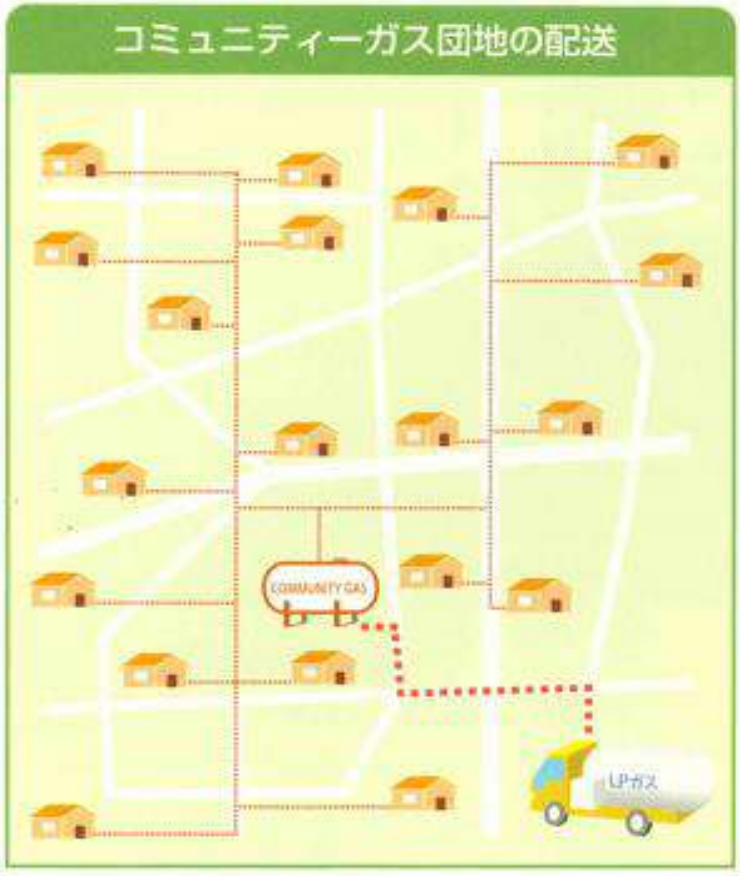


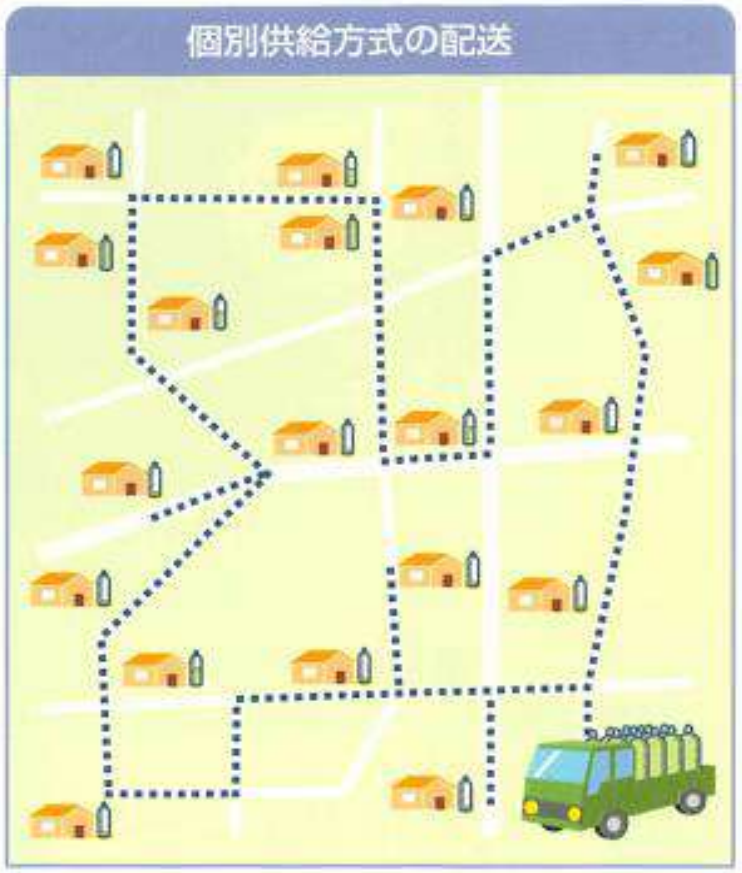
電力・都市ガスは供給停止の規模が甚大で復旧に時間を要しますが、コミュニティーガス団地は仮に被災したとしても、団地毎の供給設備（ガス発生設備）で供給停止後の早い復旧が可能です。

2 - 3　コミュニティーガスの供給ネットワーク

配送の効率化により脱炭素化に貢献

コミュニティーガス事業は、需要家個々にLPガス容器を配送することなく、特定ガス製造所に配送し、都市ガス同様に導管でガス供給することにより輸送における脱炭素に対応しています。現在、通信技術及びAIを活用した需要予測から、タイムリーな配送により一層の効率化でCO_2排出量削減を進めております。





2-4　事業者数の推移（所管別･地域別）

事業者数の変遷については、2016年以前は地域別としていたが、2017年ガス事業法改定以降は所管別のコミュニティーガス事業者数のデータとなりました。

1996年度(平成8年）1,827事業者でしたが、2024年度では1,178事業者となり、649事業者の減少となっています。

各年度3月末

	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国計
1996		59	180	503	148	55	274	188	101	281	38	1,827
2016		52	150	364	105	42	181	130	66	226	27	1,343
2017	35	52	136	340	93	37	167	122	62	222	27	1,293
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
2018	36	52	133	333	92	36	163	121	65	221	28	1,280
	(103%)	(100%)	(98%)	(98%)	(99%)	(97%)	(98%)	(99%)	(105%)	(100%)	(104%)	(99%)
2019	35	52	129	339	90	34	162	117	65	217	28	1,268
	(100%)	(100%)	(95%)	(100%)	(97%)	(92%)	(97%)	(96%)	(105%)	(98%)	(104%)	(98%)
2020	35	51	128	332	88	33	157	114	61	217	27	1,243
	(100%)	(98%)	(94%)	(98%)	(95%)	(89%)	(94%)	(93%)	(98%)	(98%)	(100%)	(96%)
2021	38	48	127	340	85	33	154	115	60	216	28	1,244
	(109%)	(92%)	(93%)	(100%)	(91%)	(89%)	(92%)	(94%)	(97%)	(97%)	(104%)	(96%)
2022	37	46	127	320	83	33	152	114	60	214	29	1,215
	(106%)	(88%)	(93%)	(94%)	(89%)	(89%)	(91%)	(93%)	(97%)	(96%)	(107%)	(94%)
2023	37	46	125	313	81	32	148	112	60	216	29	1,199
	(106%)	(88%)	(92%)	(92%)	(87%)	(86%)	(89%)	(92%)	(97%)	(97%)	(107%)	(93%)
2024	37	45	123	307	79	32	145	110	60	210	30	1,178
	(106%)	(87%)	(90%)	(90%)	(85%)	(86%)	(87%)	(90%)	(97%)	(95%)	(111%)	(91%)

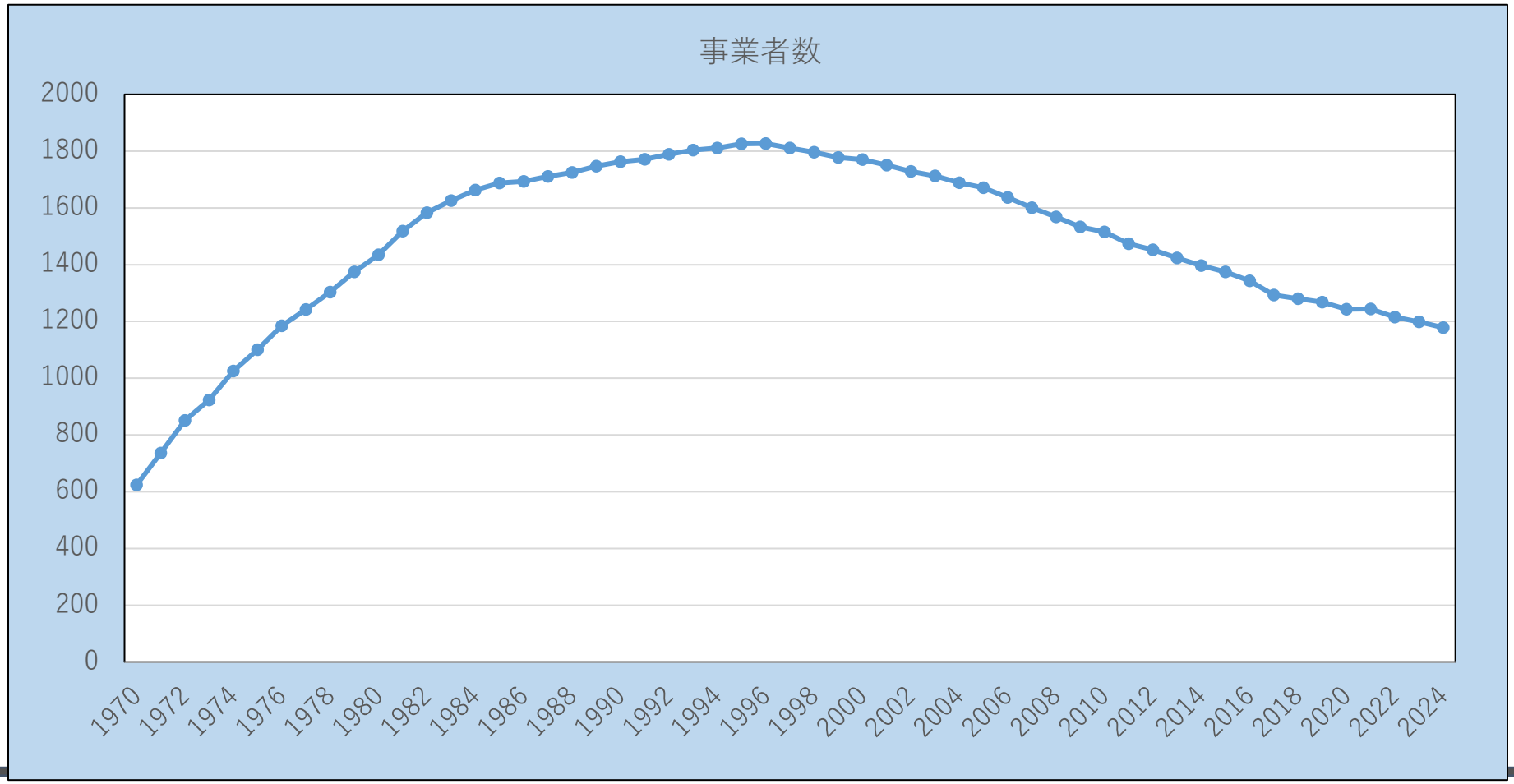
出典：日本ガス協会「ガス事業便覧」より

2017年を100としたときの増減

上段：事業者数、下段：対前年比率

2-4　事業者数の推移

事業者数の推移をみると、コミュニティーガス事業制度が創設された1970年の624事業者から1996年の1,827事業者へと約3倍に増加した。しかしながら、2000年代後半以降、建物の取り壊し・廃止、都市ガス導管の延伸、オール電化を含めた他燃料への転換や需要家減少による経営難からの撤退等を理由として事業者数は減少し、2025年3月時点において事業者数は1,178となっています。



2-4　事業者数の推移（所管別･需要家数別事業者数）

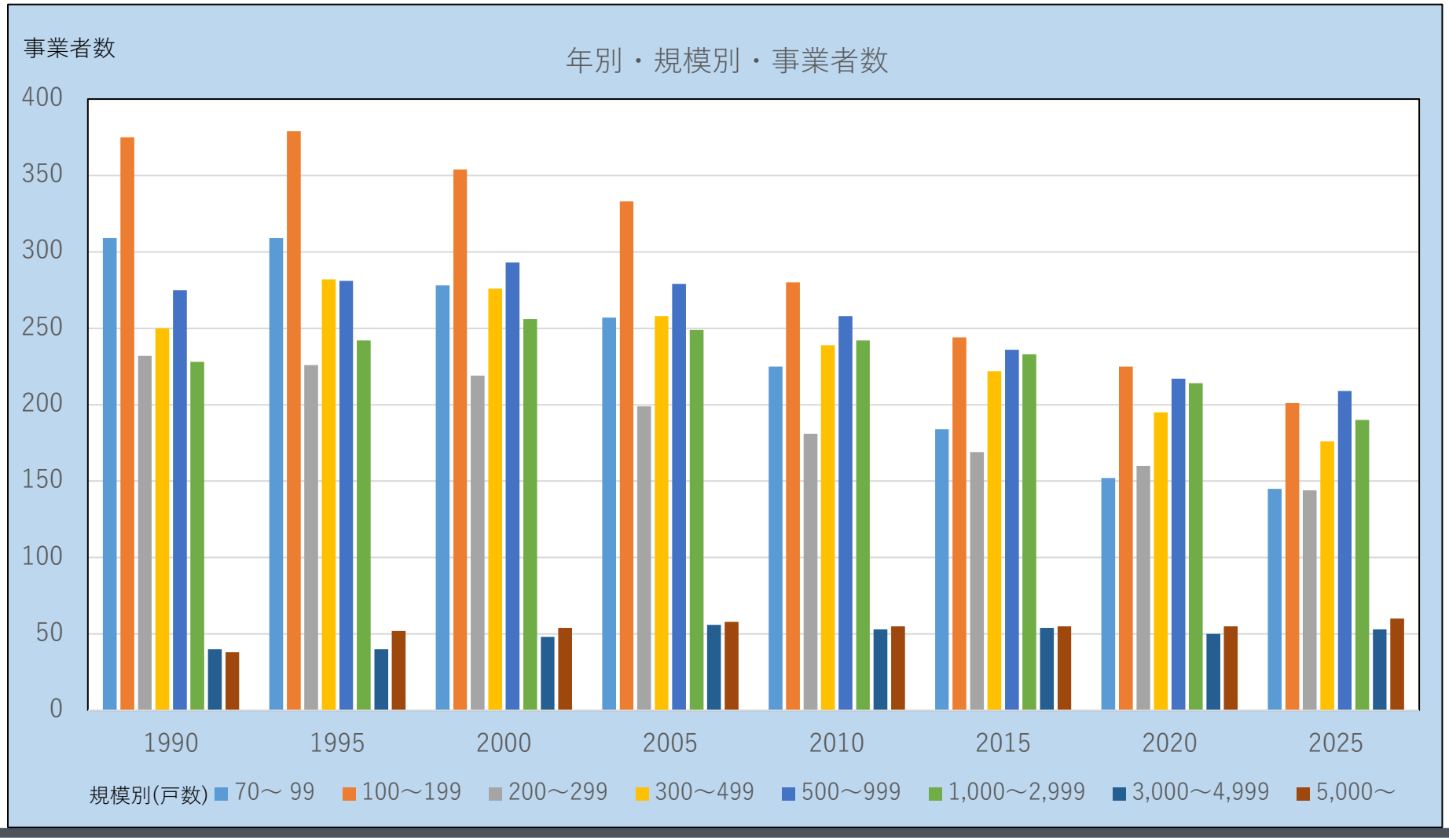
コミュニティーガスの需要家数別の事業者数では、400戸未満の事業者で約50％を占めています。

（2025年3月末）

需要家数＼所管	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計	構成比％
70～ 99	1	4	15	34	13	4	18	18	8	26	4	145	12.3
100～199	1	6	20	68	14	5	21	12	13	37	4	201	17.1
200～299	0	6	21	43	4	5	26	9	6	22	2	144	12.2
300～399	1	3	7	25	5	5	14	6	3	22	4	95	8.1
400～499	0	7	3	20	5	2	13	7	11	10	3	81	6.9
500～599	0	3	5	16	4	3	2	5	3	16	1	58	4.9
600～699	0	3	2	15	5	0	9	3	1	9	0	47	4.0
700～799	0	1	9	5	3	0	4	5	1	4	0	32	2.7
800～899	0	0	4	11	1	0	6	5	1	8	1	37	3.1
900～999	2	3	4	11	3	0	1	4	0	6	1	35	3.0
1,000～1,999	6	3	16	27	9	3	15	22	8	24	4	137	11.6
2,000～2,999	5	0	9	11	3	3	7	5	2	7	1	53	4.5
3,000～3,999	2	0	3	4	1	1	5	6	0	8	2	32	2.7
4,000～4,999	3	1	2	5	2	0	2	1	0	4	1	21	1.8
5,000～9,999	6	2	3	8	4	0	1	1	1	4	2	32	2.7
10,000～	10	3	0	4	3	1	1	1	2	3	0	28	2.4
合　　計	37	45	123	307	79	32	145	110	60	210	30	1,178	100.0

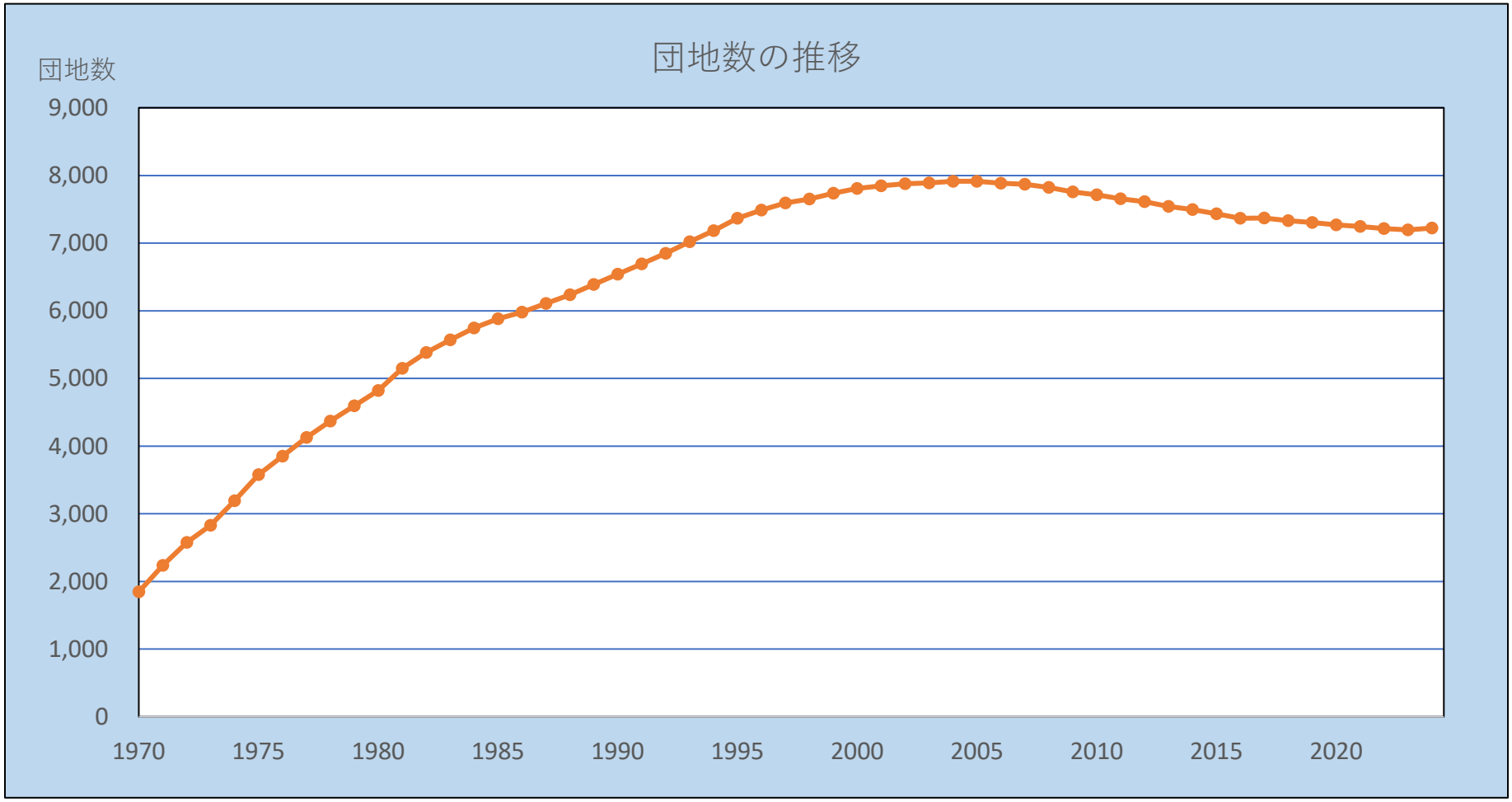
2-4　事業者数の推移（規模別事業者数）

団地全体数の減少、特に需要家数の減少に伴う小規模団地のコミュニティーガス事業からの撤退（譲渡・液化石油事業への転換）が顕著に現れております。



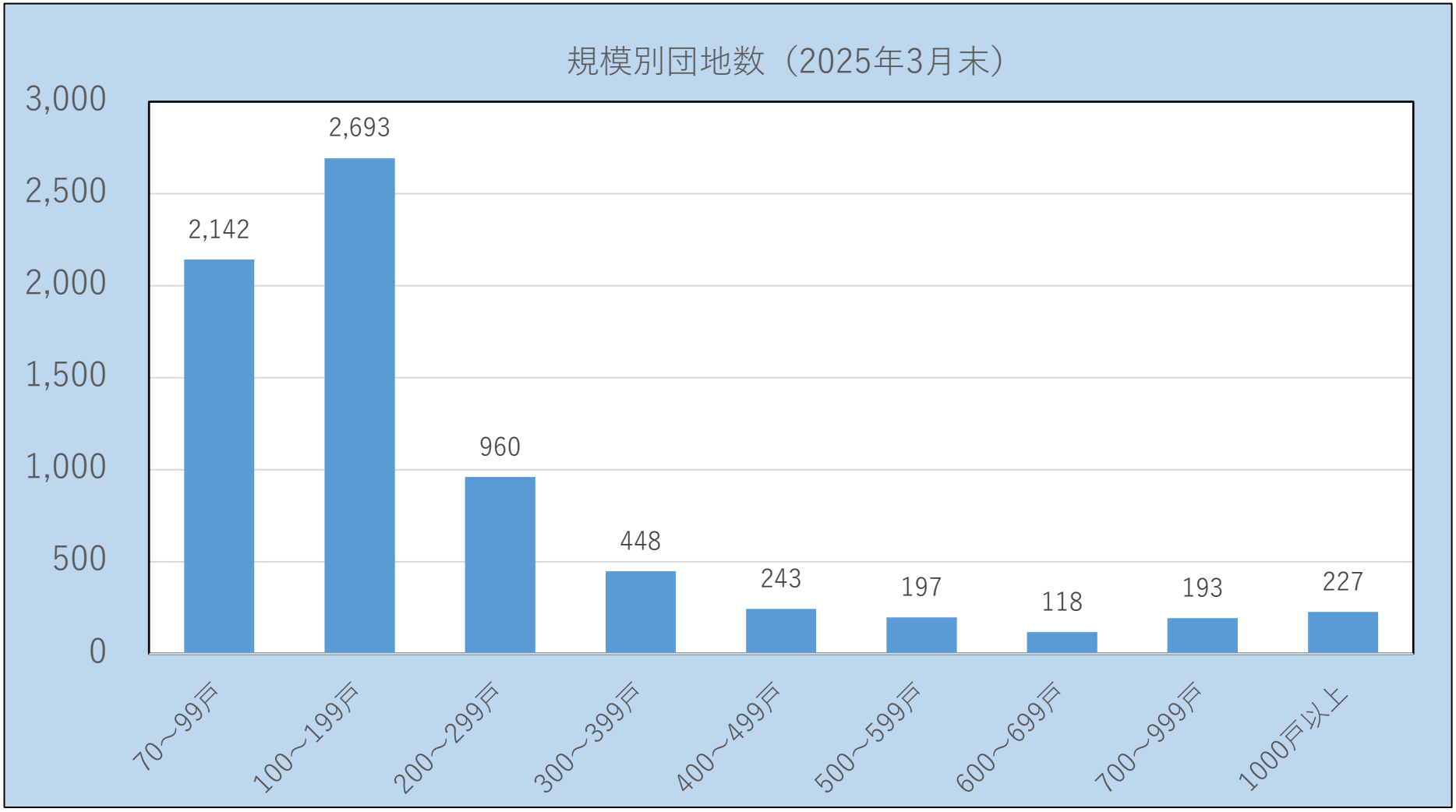
2-5　団地数の推移

団地数については、1970年の1,847団地から2004年の7,914団地へと増加しました。しかしながら、事業者数同様、2000年代後半以降、建物の取り壊し、都市ガス導管の延伸、オール電化を含めた他燃料への転換や需要家減少に伴い団地数も減少し、2025年3月時点において7,221団地となりました。



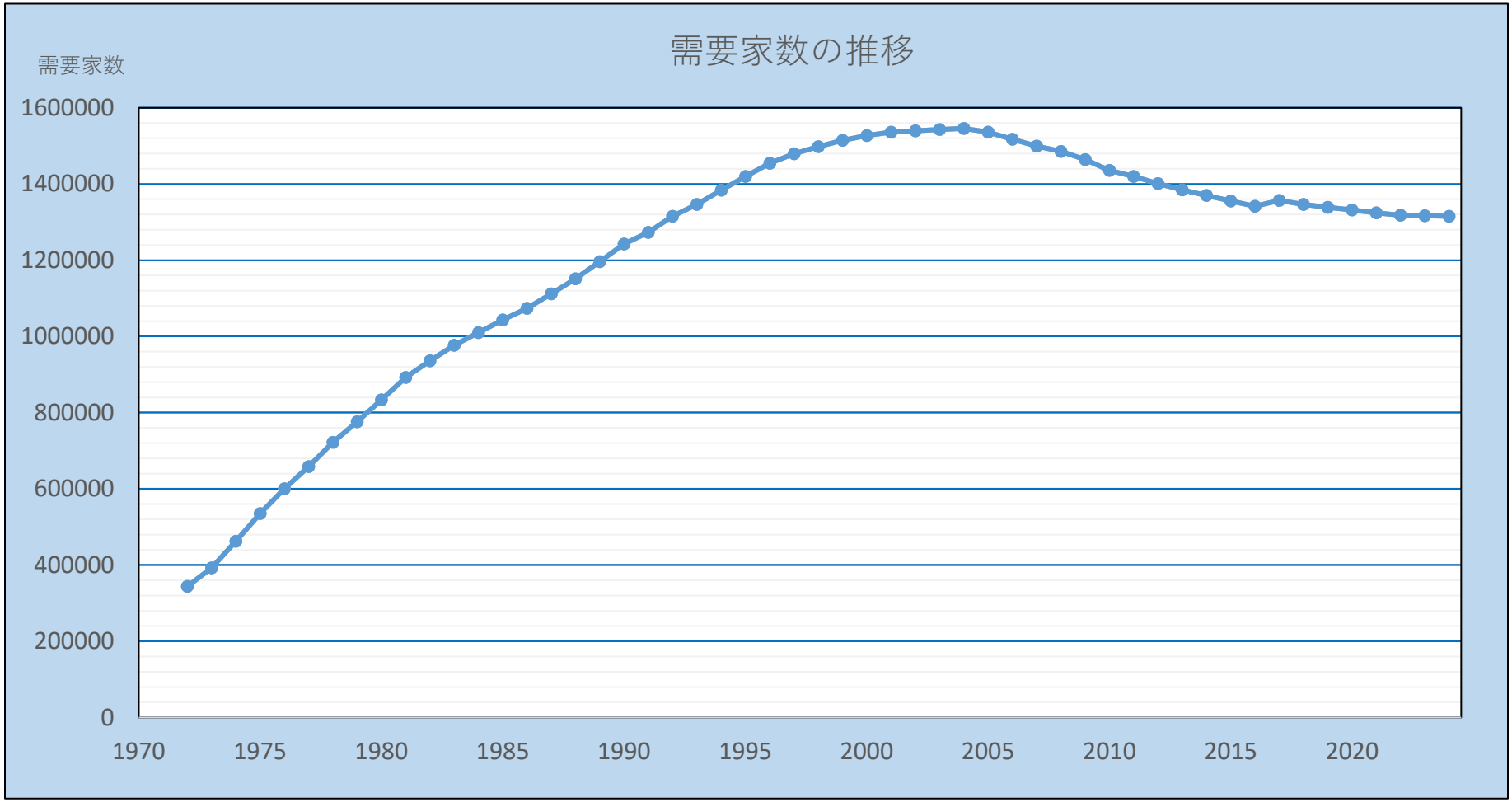
2-5　団地数の推移（規模別）

規模別の団地数については、1つの団地で需要家数が300戸未満の団地で80%を占めています。小規模団地が多いことから団地数の減少が加速される可能性があります。



2-6　需要家数の推移

需要家数については、1972年の34万件から2004年の155万件へと増加しました。しかしながら、事業者数と同様、2000年代後半以降減少してます。2025年3月時点において需要家数は131万件となっています。



ガス生産動態統計より

2-7　コミュニティーガス事業者上位１０社

コミュニティーガスの大規模事業者10社は以下の通りです。これらは、大手LPガス事業者又は大手都市ガス事業者のLPガス子会社となっています。

（2025年3月末）

		団地数	供給地点数	地点数 シェア(%)	都市ガス事業者 又は関連事業者
1	日本瓦斯株式会社	362	120,245	6.7%	日本瓦斯
2	西部ガスエネルギー株式会社	172	66,260	3.7%	西部ガス
3	北ガスジェネックス株式会社	133	61,783	3.5%	北海道ガス
4	東邦液化ガス株式会社	183	55,346	3.1%	東邦ガス
5	伊丹産業株式会社	176	50,675	2.8%	伊丹産業
6	株式会社エネアーク関西	179	42,879	2.4%	大阪ガス
7	株式会社エネクル	109	37,474	2.1%	エネクル
8	東部液化石油株式会社	96	28,416	1.6%	東部ガス
9	株式会社ガスワン埼玉	69	25,575	1.4%	サイサン
10	四国ガス燃料株式会社	110	21,067	1.2%	四国ガス
	全社計	7,221	1,782,284		

日本コミュニティーガス協会調べ

3 - 1　コミュニティーガス団地におけるお客様向け活動事例

項　目	詳　　細
展示会・感謝祭を利用したPR活動	お客様との関係強化を目的に、団地内で毎年開催される催事に出店、地区会館をお借りした展示会の開催で展示物やガス器具販売の他、お年寄りからお子様まで家族で楽しめるブースを企画し、ガス機器に触れてガスの良さを体感していただくことと、お客様とのふれあいを図ることを行っています。
教室・講習会開催によるお客さまとの関係づくり	地域の方々にとって憩いの場となるようなフリースペースを団地内の営業所に設け、月替わりで料理教室などのプログラムを開催することで、お客様の”ガス会社”へ対する理解の存在を身近に感じていただけるような工夫を行っています。各種プログラムには地元の大学、商店街、FMラジオ局、主婦の方々に講師を依頼することで、より強固な関係づくりを行いながら地域に根差した活動を行っています。
各種キャンペーンの実施	経年に伴うガス機器および住宅設備機器の「更新キャンペーン』を実施。営業所内に機器等を展示して実機を見ていただき使用方法やお手入れのしやすさを実感してもらうなどの活動を実施しています。
ガス機器の体験モニター	ガスの快適性・利便性を訴え、その良さを体験・体感していただくことを目的に、毎年冬期にガスファンヒーターの体験モニターのキャンペーンを行っています。また、更新できないお客様に対し灯油販売も行っています。
お客様アンケート	コミュニティーガスに対する自由意見を、事業者にフィードバックしフォローが必要なお客様に対して事業者が連絡や訪問し対応をしました。

3 - 2　コミュニティーガス認知度向上ポスター

団地内の掲示板、ガス供給設備にコミュニティーガスの紹介ポスターを掲示しています。







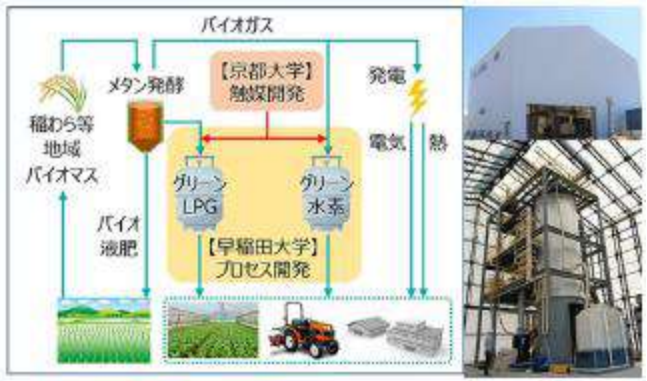


４　コミュニティーガス事業におけるＣＮへの取り組み

都市ガスが合成メタン（e―メタン）の技術開発に取り組んでいるように、ＬＰガスの分野でも合成LPガス（グリーンLPガス）の技術開発に取り組んでいます。そしてコミュニティーガスを含むLPガス関係業界全体で「グリーンLPガス推進官民検討会」を中心として以下のようなＣＮに向けた取組みを行っています。

1. グリーンＬＰガスの生産開発

　化石燃料を使用しないバイオマス資源から作られるバイオLPガスと大気中のCO_2などから合成される合成LPガスがあり、全国で産・学・官による９つのプロジェクトが進行中。



出典：㈱クボタホームページより

2.　省エネ・燃料転換

　家庭用分野における省エネを進めるため高効率給湯器の住宅メーカーや消費者への認知促進を行い、エネファームの導入促進のため関係団体横断型のPR活動を行っています。更に、産業用・業務用分野の燃料転換を推進するため小規模事業者のボイラーを石油系燃料からLPガスへの転換を促しています。



エネファーム

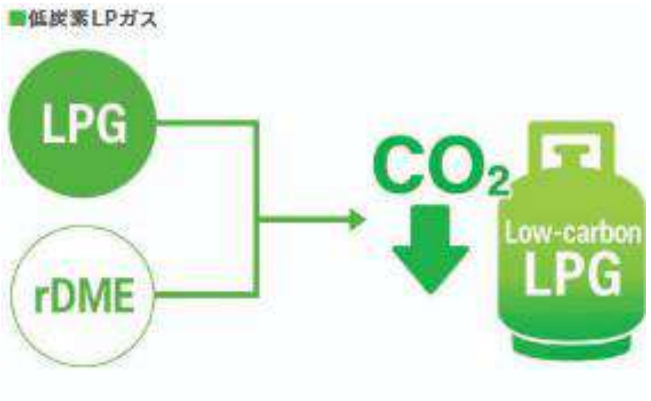
出典：アイシン・ホームページより

4　コミュニティーガス事業におけるＣＮへの取り組み

3.　カーボンクレジットの利用拡大
　コミュニティーガス事業者によるJクレジットを活用してカーボンオフセットする取り組みが進展中。例えば、地域の市有林の森林経営活動によりＪクレジットを活用したり、地域のＪＡと共同して温室効果ガス削減効果を見える化し取引可能なＪクレジットの創出に取り組んでいます。



4.　ｒＤＭＥ及び水素等のＬＰガスへの混合
　LPガス燃焼時のCO2を減少させるため、LPガスにバイオマスや廃棄物からLPガスに似た性質を持つｒDME(リニューアブル　ジメチルエーテル)や水素を混合させて燃焼するプロジェクトが数年後の社会実装を視野に入れて進行しております。

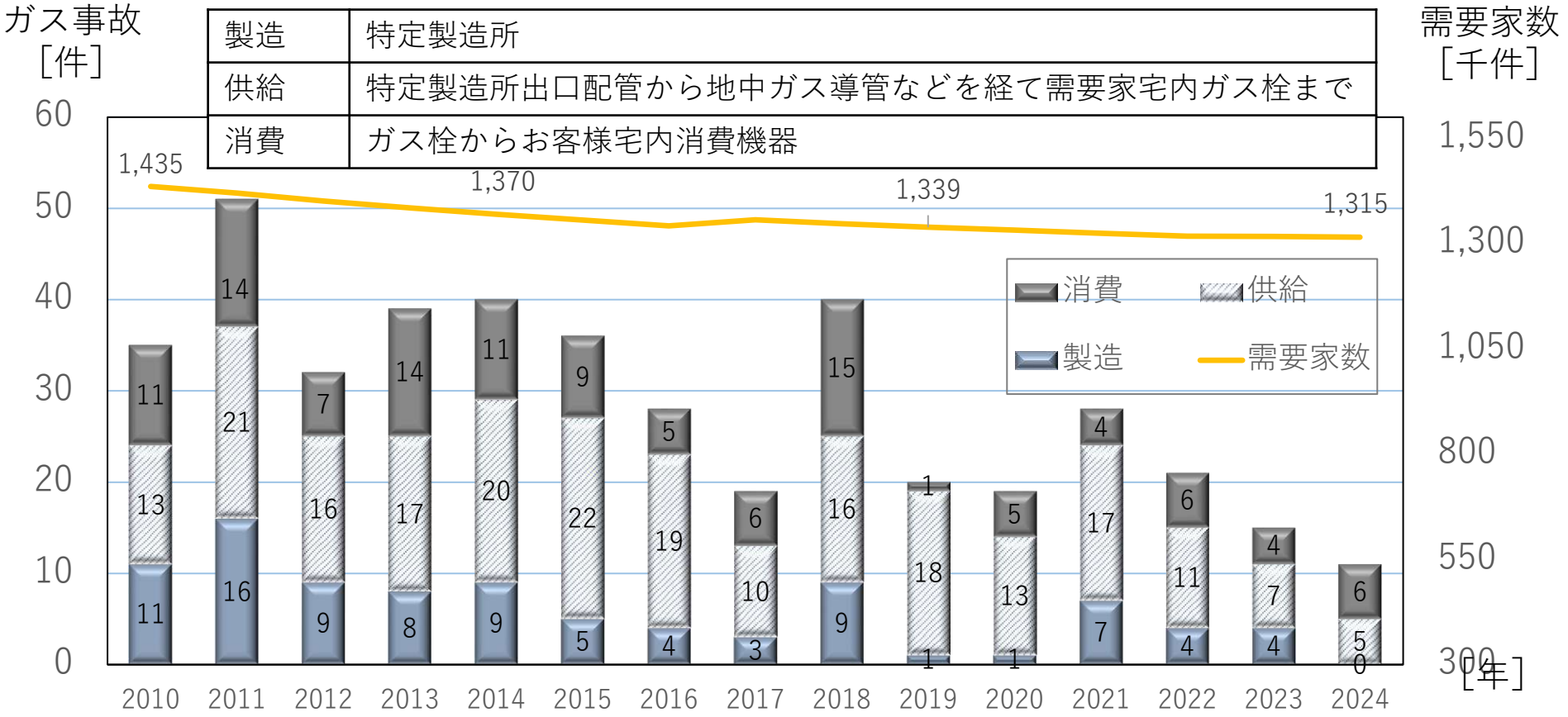


出典：日本LPガス協会

5 - 1　コミュニティーガス事業におけるガス事故の概要

» 2010年～2024年までの需要家数とガス事故件数の推移

製造	特定製造所
供給	特定製造所出口配管から地中ガス導管などを経て需要家宅内ガス栓まで
消費	ガス栓からお客様宅内消費機器

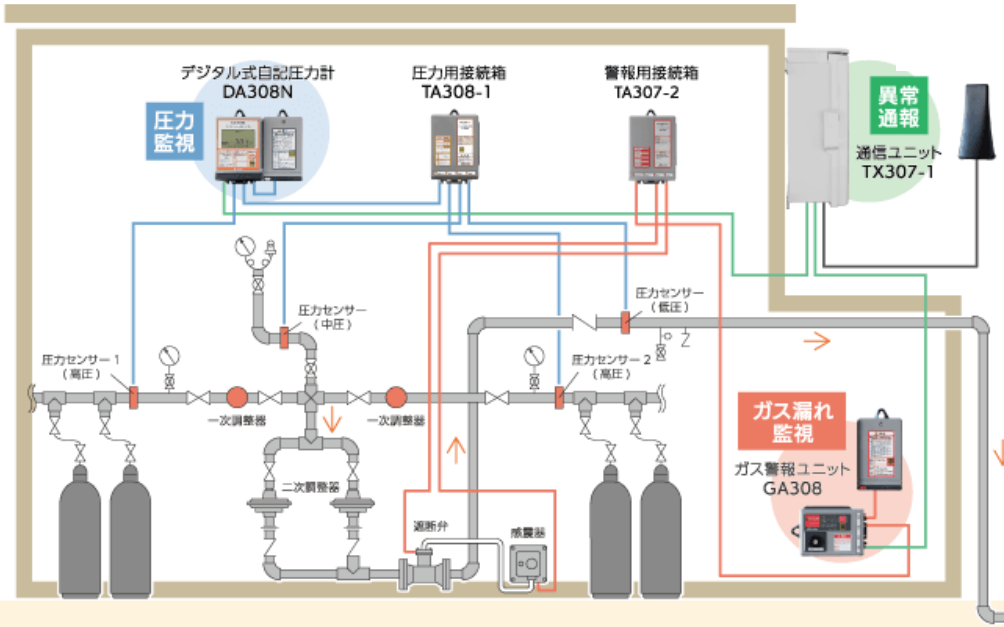


東日本大震災及び平成28年熊本地震による事故を除外すると、コミュニティーガス事業における2010年から2024年の15年間のガス事故は、近年、減少傾向にあります。

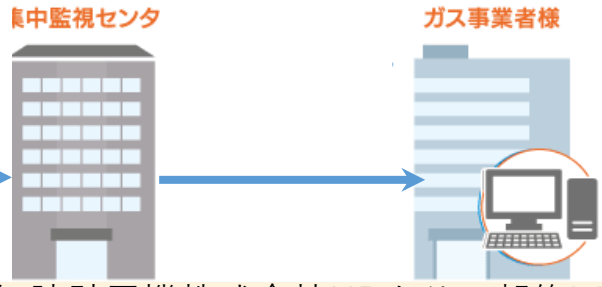
5 - 2　コミュニティーガス事業における保安の確保

» 製造部門（特定製造所）における保安対策（スマート保安）

コミュニティーガス事業
特定製造所の遠隔監視システムの一例



監視項目（例）
・ガス漏れ
・供給圧力
・感震自動ガス遮断装置の作動
など



（※）愛知時計電機株式会社HPより一部修正

ガス工作物を遠隔監視することにより、2011年から特定製造所における保安点検頻度の緩和（週1回から月に1回以上等）の実施に至っています。
これにより、リアルタイムの保安の確保、並びに、業務の効率化が図られ、更には複数の特定製造所を遠隔監視することにより省力化も期待できます。
普及率：１９％（2024年度時点）

5 - 2　コミュニティーガス事業における保安の確保

» 供給部門（ガス導管）における保安対策

コミュニティーガス事業において使用するガス導管については、腐食劣化又は地震等災害の被害により発生する恐れのあるガス漏えい等のリスクを踏まえ、ガス導管の耐震化を進めてきました。







ポリエチレン管（PE管）への入替えを最優先
①PE管は耐震性が高く、かつ、腐食しないことから、最優先に採用。
②先の東日本大震災・平成28年熊本地震・令和６年能登半島地震においてもPE管の被害はほとんど発生していません。
コミュニティーガス事業におけるPE管を含めた導管の耐震化率（※）は約90％（2024年度時点）。
（※）耐震化率とは、PE管、継手部が機械的接合（抜け出し防止機能あり）又は溶接導管の合計の割合

5 - 2　コミュニティーガス事業における保安の確保

» 消費部門（需要家宅）における保安対策

需要家宅内で使用される消費機器については、安全型機器・設備の更なる普及拡大、並びに、家庭用非安全型機器の取り換えを促進するよう取り組んできました。





消費部門においては、需要家に対し経年機器については安全装置の付いた機器への取替と正しいガスの使用方法の周知を継続して啓発するよう要請してきました。
今後も消費機器に関する周知・調査業務、並びに、ガス展等、各種業務機会を捉えて要請していきます。

5 - 2　コミュニティーガス事業における保安の確保

» 消費部門（需要家宅）における保安対策（スマート保安）

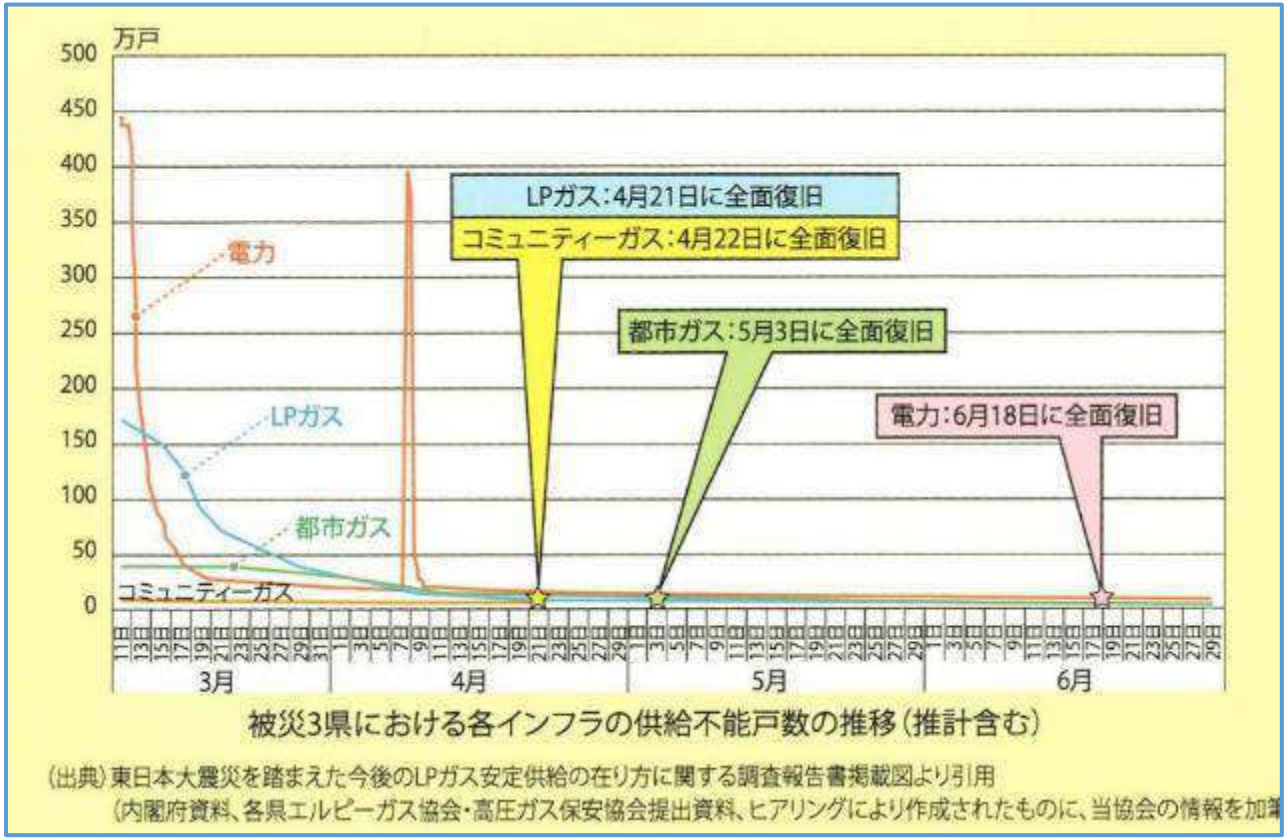
コミュニティーガス事業
マイコンメーターの通信による保安の確保の一例



通信機能により、需要先のガスメーター（マイコンメーター；普及率100%）を管理することによって、自動検針の他、ガス漏れやガス機器の消し忘れ等に対する集中監視が可能となり、「検針業務の効率化」、「保安の高度化」、「配送の合理化」にも効果が期待できます。今後、メーターの有効期間10年の取替等機会を捉え、通信管理を促進するよう要請予定。
普及率（通信管理）：４３％（2024年度時点）

5 - 3　コミュニティーガス事業における災害対策

» 東日本大震災時のインフラ復旧状況



被災3県における各インフラの供給不能戸数の推移（推計含む）

（出典）東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査報告書掲載図より引用
（内閣府資料、各県エルピーガス協会・高圧ガス保安協会提出資料、ヒアリングにより作成されたものに、当協会の情報を加筆

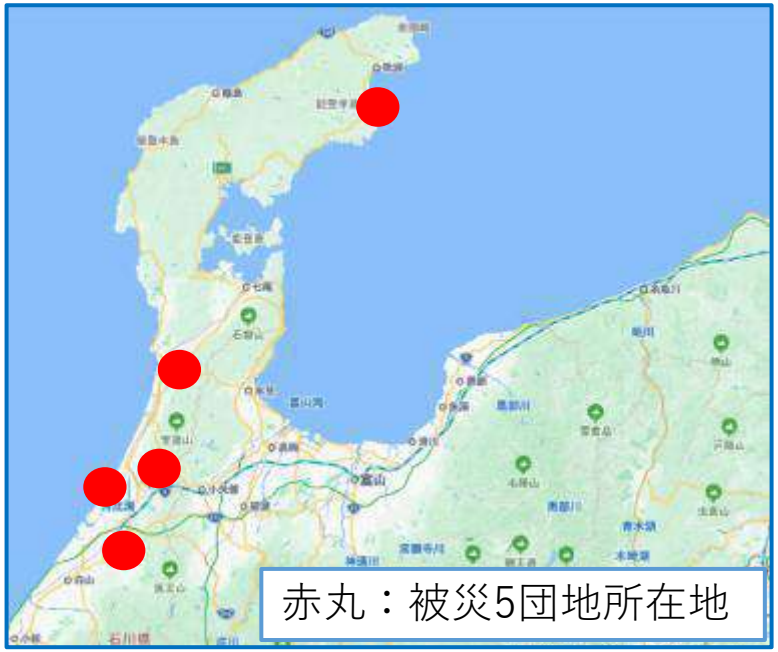
2011年3月11日に発生した東日本大震災は、エネルギーインフラにも大きな被害を及ぼし、コミュニティーガスでは、74団地で導管等の設備に被害がありましたが、津波で流出した団地を除き、4月22日には全面復旧しました。これまで以上に時間を要したのは、津波による広域被災、原発事故等の影響によるものです。

5 - 3　コミュニティーガス事業における災害対策

» 令和6年能登半島地震

発生日時：2024年1月1日　16時10分
発生場所：石川県能登地方
震源の深さ：16km
地震の規模：マグニチュード7.6

震度階	市町村
震度階 7	石川県志賀町、輪島市
震度階 6 強	石川県七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度階 6 弱	石川県中能登町、新潟県長岡市



地図：Yahoo地図

本地震において、震度５弱以上を観測した地域にはコミュニティーガス団地は合計すると343団地存在しました。

そのうち、地震の影響による導管継手部等の損傷や土砂崩れ等による本支管の損傷によりガス漏れが生じた団地が５団地存在しました。

建物崩落等による復旧困難な住宅を除いて、１月１０日までにガスの供給を再開させることができました。

5-4　コミュニティーガス事業における保安人材の育成

» 保安の担い手の養成

種　　別	内　　容
ガス主任技術者（国家資格）試験向け講習会	ガス供給施設の保安確保のため選任するよう法令に規定されるガス主任技術者に係る国家試験合格を目的として、協会支部の開催する受験対策講習会への参加や自社において勉強会を開催することにより、ガス主任技術者免状保持者を毎年育成し主任技術者を適切に配置しています。
PE管施工資格講習会（業界資格）	地中埋設のガス管に使用されるポリエチレン（PE）管の施工の際は、施工不良がなくPE管のもつ性能が損なわれないよう適切に施工するため、協会では当該施工に関する資格講習会を実技を含め開催しています。



【PE管講習会実習】

5-4　コミュニティーガス事業における保安人材の育成

種　　別	内　　容
コミュニティーガス事業の事故事例集（2022年6月発刊）	2010年から2019年（10年間）までのガス事故（340件）をとりまとめ、全体のガス事故の傾向、製造・供給・消費各部門別のガス事故の発生状況、傾向及び再発防止策を記載。また、特徴的なガス事故約30件を事故発生の経緯、事故原因、対応内容並びに再発防止等詳細について掲載。 この事故事例集をもって支部の講習会や事業者の教育にて類似事故防止に関し啓発を図っています。
コミュニティーガス事業　保安教育の手引き（2024年6月発刊）	法令の規定により定める保安規程や保安業務規程には、当該保安業務の従事者への保安教育の実施が定められています。その教育内容については、ガス供給施設や消費機器の保安確保のため実施するものではありますが、今まで事業者が教育内容により種々の図書から選択し教材を作成していました。今回、本書1冊をもって教育が行えるよう教育内容の参考例をCDに収め発刊したもので、本書の活用により保安水準の維持向上が図られるとともに保安人材の育成が効果的に行われています。
コミュニティーガス事業がよくわかる業務と保安・技術のQ&A（2025年4月発刊）	2017年4月施行の改正ガス事業法について、適切なコミュニティーガス事業の運営のため、会員事業者からの質問等を踏まえQ&A形式として整理したもの。保安面では、製造・供給・消費各部門の他、項目別にわかりやすく分類して記載し、新たに保安業務に携わる者でも本書により重点を的確に把握し理解を深めることができます。

6　コミュニティーガス事業の現況

経過措置料金規制団地について

○　小売り自由化を基本とするガス事業法改正時には、7,380団地あった簡易ガス団地の多くが料金規制を解除され、解除基準を満たさなかった1,727団地が経過措置料金規制団地として指定されました。

○　その後、９年の時を経て順次解除され、今年度末の経過措置料金規制団地は700団地を下回る見込みとなっています。

○　そもそも指定の要件として、コミュニティーガス事業者のシェアが５０％以上の場合、過去3年間の獲得等の状況を踏まえ競争があったと認められない場合があります。

○　しかしながら10年を経て、自由化が進まない団地は、以下のような事情により参入が進みにくいのでは、という意見があります。

・地方都市ガス事業者にとっては、導管を敷設して参入するほど需要が多くなく、また、コミュニティーガスの方が都市ガスより価格が低い地域がある。

・LPガス事業者にとっては、ガス料金が一般的にコミュニティーガスより高く、需要家を獲得できない。

○　以上のことから、制度発足時からの状況を踏まえ、経過措置の要件の見直しも必要ではないのでしょうか。

6　コミュニティーガス事業の現況

供給計画の作成、提出について

○　ガスの供給計画は、そもそも都市ガス事業者を対象として、将来の都市計画や道路計画等も見据え、「安定供給の確保」「将来需要への対応」等を目的に改正前のガス事業法において一般ガス事業者に作成提出が義務付けられ、その後、2017年の改正ガス事業法の施行により、ガス小売事業の一形態として、コミュニティーガス事業においても供給計画の作成提出が初めて義務付けられました。

○　しかし、コミュニティーガス事業は、限定的なエリアにおいて需要家数は事前に決定されており、製造・供給設備の能力についても事前に確認をいただいているところです。　コミュニティーガス事業における原料のLPガス使用量は家庭用LPガスのわずか４％前後です。しかも、LPガスは、国家備蓄と民間備蓄の合計で最低９０日分が備蓄されておりますので途絶えることはありません。

○ LPガスの備蓄状況と供給形態から、都市ガスと同じように計画を管理しなくても、将来需要への対応は行えるのであるから、目的・必要性について、改めて議論が必要ではないのでしょうか。

2025年度
第5回業務委員会
資料№3

2025年12月26日

経過措置指定団地の2025年12月解除及び2026年3月6月解除予定

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2025年10月	2025年12月1日	2025年12月1日（2025年10月生産動態統計BASE）			2026年3月1日	2026年3月1日見込（2025年10月生産動態統計BASE）			2026年6月1日	2026年6月1日見込（2025年10月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	0 0.0%	*0* 0 0.0%	*0* 341 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%	*0* 0 0.0%	*0* 341 5.2%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%	*0* 0 0.0%	*0* 341 5.2%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−35 17.9%	*0* 0 0.0%	*1* 572 8.8%	*3.1%* 18 2.5%	590 8.2%	*0* 1 3.7%	*1* 573 8.8%	*2.9%* 17 2.5%	590 8.2%	*0* 0 0.0%	*1* 573 8.8%	*2.9%* 17 2.5%	590 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−98 50.3%	*0* 0 0.0%	*43* 1,599 24.7%	*20.4%* 409 57.8%	2,008 28.0%	*8* 20 74.1%	*39* 1,619 24.9%	*19.4%* 389 57.1%	2,008 28.0%	*2* 2 66.7%	*40* 1,621 24.9%	*19.3%* 387 57.1%	2,008 28.0%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−1 0.5%	*0* 0 0.0%	*20* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.2%	657 9.1%	*0* 0 0.0%	*17* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.6%	657 9.1%	*0* 0 0.0%	*16* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.7%	657 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−23 11.8%	*0* 0 0.0%	*0* 269 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 269 4.1%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 269 4.1%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−61 31.3%	*0* 4 100.0%	*9* 827 12.8%	*13.3%* 127 17.9%	954 13.3%	*1* 4 14.8%	*8* 831 12.8%	*12.9%* 123 18.1%	954 13.3%	*0* 1 33.3%	*8* 832 12.8%	*12.8%* 122 18.0%	954 13.3%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−43 22.1%	*0* 0 0.0%	*2* 574 8.9%	*2.5%* 15 2.1%	589 8.2%	*0* 1 3.7%	*0* 575 8.8%	*2.4%* 14 2.1%	589 8.2%	*0* 0 0.0%	*0* 575 8.8%	*2.4%* 14 2.1%	589 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	4 −2.1%	*0* 0 0.0%	*0* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%	*1* 1 3.7%	*1* 345 5.3%	*3.4%* 12 1.8%	357 5.0%	*0* 0 0.0%	*1* 345 5.3%	*3.4%* 12 1.8%	357 5.0%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	26 −13.3%	*0* 0 0.0%	*3* 1,150 17.8%	*3.8%* 45 6.4%	1,195 16.6%	*0* 0 0.0%	*2* 1,150 17.7%	*3.8%* 45 6.6%	1,195 16.6%	*0* 0 0.0%	*1* 1,150 17.7%	*3.8%* 45 6.6%	1,195 16.6%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	36 −18.5%	*0* 0 0.0%	*0* 219 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	220 3.1%	*0* 0 0.0%	*0* 219 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	220 3.1%	*0* 0 0.0%	*0* 219 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	220 3.1%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	減少率= 7,380 100.0%	−2.6%＞ −195 100.0%	*0* 4 100.0%	*78* 6,473 100.0%	*9.9%* 708 100.0%	7,181 100.0%	*10* 27 100.0%	*68* 6,500 100.0%	*9.5%* 681 100.0%	7,181 100.0%	*2* 3 100.0%	*67* 6,503 100.0%	*9.4%* 678 100.0%	7,181 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

赤数字は特別な事後監視解除数（見込）　***赤数字***は特別な事後監視解除数（見込）

2025年度
第5回業務委員会
資料№4

News Release

電力・ガス取引監視等委員会

令　和　7　年　1　0　月　8　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和7年度第1四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、3年間監視することと整理されています。
　この整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、四半期毎に「特別な事後監視」を行っており、今般、令和7年4月から6月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者:　3事業者　3供給区域
- 旧簡易ガス事業者:　53事業者　86供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

　上記(1)の対象事業者から、令和7年4月から6月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集した。

2. 調査結果

　本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、原料費調整による値上がり等はあるが、合理的でない値上げは認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　栗谷
総合監査室長　高橋
担当者：小松、佐藤
電　話：03-3501-1552（直通）

2025年度
第5回業務委員会
資料№5-1

2026 年 1 月 19 日

会員事業者各位

コミュニティーガス料金水準調査に対するご協力のお願い

（一社）日本コミュニティーガス協会

大寒の候、需要期の中、会員事業者の皆様にはご多忙のことと思います。

さて（一社）日本コミュニティーガス協会では、以下のとおり全会員を対象に料金水準調査を行うことと致しました。下記２に記載のとおり、個社のデータは外部の調査機関で収集・処理・保管され、協会には管轄局別平均値のみが報告される仕組みとし、データ漏洩等のトラブルは発生しないよう工夫していますので、全会員事業者の皆様にご協力いただきたく、よろしくお願い致します。

記

1. 経緯
 - 2025 年 8 月 27 日「総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会　第 1 回ガス事業環境整備ワーキンググループ」が開催されました。このＷＧではガスシステム改革全体にわたる検証を行うとしており、「簡易ガス事業に係る制度」も報告すべき主な項目とポイントに掲げられています。
 - 検証項目として、●改正法の施行の状況　●エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況　●需給状況　●小売料金水準　●その他のガス事業を取り巻く状況　が掲げられています。
 - したがって、ＷＧのテーマとして、コミュニティーガス料金の水準もテーマとなり得ますが、コミュニティーガス料金の水準に関する公式のデータは存在していません。
 - 改正ガス事業法施行により、コミュニティーガス団地の多くが自由化され、現在では料金規制経過措置団地が全体の 1 割を下回る状況となっています。この結果、コミュニティーガス料金水準はそれなりに上昇しているものと思われますが、その程度は不明です。
 - そこで、2027 年 3 月末までに行われるガス事業環境整備ＷＧの検証に間に合うように、コミュニティーガス料金水準の調査を行うことと致しました。

2. 実施方法
 - アンケート用紙の収集・データ化・整理・管轄局別平均値の算出・データの保管等を「(一般財団法人)エネルギー経済研究所石油情報センター」に依頼しています。
 - アンケート用紙と石油情報センター宛返信用封筒を同封していますので、手書きで提出される事業者はアンケートに回答後、返信用封筒に入れて石油情報センター宛送付してください。
 - データで回答される事業者は、協会ホームページの会員向け情報の資料ダウンロードに掲載されている EXCEL の回答用紙をダウンロードし、回答をインプットした後に、回答用紙上部に記載の石油情報センターのメールアドレス宛送付願います。**＜こちらを推奨します＞**
 - 石油情報センターから当協会には管轄局別の平均値のみを報告することとなっています。協会から個社のデータを確認することはありません。また石油情報センターも個社のデータを外部

に流出させないよう契約しております。

3. アンケート記載要領

- 「登録番号」「事業者名」
 「ガス小売事業者の登録番号（アルファベット１文字＋４桁の数字)」および貴社の名称を記入してください。
- 「ご担当者」「所属」「電話番号」「メールアドレス」
 提出いただいたデータ等に読みづらい箇所、算出した平均単価が異常値と思われる等の場合には、石油情報センターから問い合わせることがございます。必ず回答された方の「氏名」「電話番号」「メールアドレス」を記入してください。
- 「所在地」「団地名」「経過措置／自由化団地の別」
 2025 年 3 月度（単月）の生産動態統計調査に報告した団地につき、管轄する「経済産業局」等、団地が所在する「都道府県」及び「団地名」を記入してください。また、2025 年 3 月末における「経過措置団地／自由化団地」の別について該当欄に「〇」を記入してください。
- 「2017 年 3 月度」および「2025 年 3 月度」の各項目
 - ✓ 「調定数」「生産量（販売量)」:
 それぞれの月の報告として提出した生産動態統計の値を記入してください。
 - ✓ 「基準平均原料価格」「基本料金」「５㎥料金」「10 ㎥料金」
 それぞれの月に有効な「約款」および「料金表」に基づき算出してください。
 - ✓ 自由化に伴い「基準平均原料価格」の設定方法を変更した場合には、「基準平均原料価格」の欄にはインプットしないで、右端の「原料費調整方式を変更した場合」の欄に「原料費調整」が何の変動に基づいて行われるか簡単に記載願います。

4. アンケートの回答期限

- 本アンケート到着後、速やかにご回答願います。
- ２月６日を仮締め日として、受領済みまたは未受領の会員事業者リストを石油情報センターが作成し、協会に報告されることになっています。
- 未受領の会員事業者には、協会支部事務局より電話・郵便等で督促させていただきます。
- ２月２０日をアンケートの回答期限としますが、早めの提出をお願い致します。

5. 複数の支部に会員登録をしている会員について

- それぞれの所属支部ごとに回答されても、本社等で管轄局別にまとめて回答していただいても結構です。アンケート用紙に「〇〇支部分」または「全社分」とご記入願います。

以上

より信頼性の高い資料とするため

全会員事業者の回答を収集したいと考えています。

ご協力の程、よろしくお願いします。

2025年度
第5回業務委員会
資料№5-2

【提出先】　（一般財団法人）エネルギー経済研究所石油情報センター　　メールアドレス　********@oil-info.ieej.or.jp

コミュニティーガス団地　料金水準調査票

＜注＞　自由化後、原料費調整の方式を変更した場合には、「基準平均原料価格」は記入不要です。
何にリンクしているか「原料費調整方式を変更した場合」の欄に簡単に記載願います。

（登録番号）　（事業者名）　（ご担当者名）　（所属）　（電話番号）　（mailaddress）

No.	所在地		団地名	経過措置／自由化団地の別いずれかに○		2017年3月度（従量料金は原料費調整後・消費税等込み）						2025年3月度（従量料金は原料費調整後、消費税等込み）小数点以下四捨五入						原料費調整方式を変更した場合
	管轄局	都道府県		経過措置団地	自由化団地	調定数（戸）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	調定数（個）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	
1																		
2																		
3																		原料費調整制度の方式を変更した場合には、現在採用している方法を簡単に記載願います
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

【提出先】　（一般財団法人）エネルギー経済研究所石油情報センター　　メールアドレス　********@oil-info.ieej.or.jp

コミュニティーガス団地　料金水準調査票（記入例）

＜注＞　自由化後、原料費調整の方式を変更した場合には、「基準平均原料価格」は記入不要です。
何にリンクしているか「原料費調整方式を変更した場合」の欄に簡単に記載願います。

（登録番号）　×○○○○　（事業者名）　○○○○○○ガス（㈱）　（ご担当者名）　○○　○○　（所属）　○○部○○課　（電話番号）　000-0000-0000　（mailaddress）

No.	所在地		団地名	経過措置／自由化団地の別いずれかに○		2017年3月度（従量料金は原料費調整後・消費税等込み）						2025年3月度（従量料金は原料費調整後、消費税等込み）						原料費調整方式を変更した場合
	管轄局	都道府県		経過措置団地	自由化団地	調定数（戸）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	調定数（個）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	
1	関東	東京	○○○○○○○○団地	○		200	2,000	50,000	1,000.00	3,500.00	5,900.00	150	1,500	50,000	1,200.00	3,950.00	6,600.00	
2	関東	埼玉	マンション△△△△		○	80	600	70,000	1,200.00	4,200.00	7,000.00	75	600	80,000	1,500.00	4,750.00	7,800.00	
3																		原料費調整制度の方式を変更した場合には、現在採用している方法を簡単に記載願います
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		【参考】原料費調整制度の方式を変更した場合の記載例
10																		
11																		
12																		＜例①＞
13																		「販売前々月の単月ＣＩＦ（速報）」を基準とする
14																		
15																		＜例②＞
16																		「前月ＣＰ×為替レート」を基準とする
17																		
18																		＜例③＞
19																		「元売りの仕切り価格変動」を基準とする
20																		
21																		等々
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

コミュニティーガス団地　料金水準調査結果（自由化団地）

基準平均価格の欄が「記載なし」の場合には、そのセルは無効とし、平均値の算出には影響させない。

管轄局		対象団地数	有効回答数		2017年3月度（従量料金は原料費調整後・消費税等込み）小数点以下四捨五入						2025年3月度（従量料金は原料費調整後、消費税等込み）小数点以下四捨五入						原料費調整方式を変更した場合
					調定数（戸）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	調定数（個）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本欄の記載については、全件を順不同で文字データとして報告すること
B○○○○	北海道	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C○○○○	東北	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D○○○○	関東	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E○○○○	中部	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
F○○○○	北陸	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
G○○○○	近畿	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H○○○○	中国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
J○○○○	四国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
K○○○○	九州	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
L○○○○	沖縄	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全　国　計				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

コミュニティーガス団地　料金水準調査結果（経過措置団地）

管轄局		対象団地数	有効回答数		2017年3月度（従量料金は原料費調整後・消費税等込み）小数点以下四捨五入						2025年3月度（従量料金は原料費調整後、消費税等込み）小数点以下四捨五入					
					調定数	生産量（販売量）	基準平均原料価格	基本料金	5 ㎥料金	10㎥料金	調定数	生産量（販売量）	基準平均原料価格	基本料金	5 ㎥料金	10㎥料金
					（戸）	（㎥）	（円／ｔ）	（円）	（円）	（円）	（個）	（㎥）	（円／ｔ）	（円）	（円）	（円）
B○○○○ C○○○○	北海道 & 東北			最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D○○○○	関東	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E○○○○	中部	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F○○○○	北陸	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G○○○○	近畿	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H○○○○	中国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J○○○○	四国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
K○○○○ & L○○○○	九州 & 沖縄			最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全　国　計				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

コミュニティーガス団地　料金水準調査結果（旧管轄別全団地合計）

管轄局		対象団地数	有効回答数		2017年3月度（従量料金は原料費調整後・消費税等込み）小数点以下四捨五入						2025年3月度（従量料金は原料費調整後、消費税等込み）小数点以下四捨五入					
					調定数	生産量（販売量）	基準平均原料価格	基本料金	5 ㎥料金	10㎥料金	調定数	生産量（販売量）	基準平均原料価格	基本料金	5 ㎥料金	10㎥料金
					（戸）	（㎥）	（円／ｔ）	（円）	（円）	（円）	（個）	（㎥）	（円／ｔ）	（円）	（円）	（円）
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B○○○○	北海道	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C○○○○	東北	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D○○○○	関東	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E○○○○	中部	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F○○○○	北陸	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G○○○○	近畿	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H○○○○	中国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J○○○○	四国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
K○○○○	九州	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L○○○○	沖縄	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全　国　計				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

コミュニティーガス団地　料金水準調査結果（現管轄別全団地）

基準平均価格の欄が「記載なし」の場合には、そのセルは無効とし、平均値の算出には影響させない。

管轄局		対象団地数	有効回答数		2017年3月度（従量料金は原料費調整後・消費税等込み）小数点以下四捨五入						2025年3月度（従量料金は原料費調整後、消費税等込み）小数点以下四捨五入						原料費調整方式を変更した場合
					調定数（戸）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	調定数（個）	生産量（販売量）（㎥）	基準平均原料価格（円／ｔ）	基本料金（円）	5 ㎥料金（円）	10㎥料金（円）	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
A○○○○	本省	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本欄の記載については、全件を順不同で文字データとして報告すること
B○○○○	北海道	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C○○○○	東北	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D○○○○	関東	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E○○○○	中部	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
F○○○○	北陸	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
G○○○○	近畿	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H○○○○	中国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
J○○○○	四国	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
K○○○○	九州	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
L○○○○	沖縄	0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全　国　計				最高値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	平均値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
				最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

コミュニティーガス団地　料金水準調査票（エラーチェック候補）

＜注＞　自由化後、原料費調整の方式を変更した場合には、「基準平均原料価格」は記入不要です。
何にリンクしているか「原料費調整方式を変更した場合」の欄に簡単に記載願います。

緑字のエラーチェックに該当した場合には、回答担当者に確認する。　　赤字のエラーチェックに該当した場合には、その行の全てのデータを対象外とする。

No.	所在地		団地名	経過措置／自由化団地の別いずれかに○		2017年3月度（従量料金は原料費調整後・消費税等込み）						2025年3月度（従量料金は原料費調整後、消費税等込み）小数点以下四捨五入						原料費調整方式を変更した場合
	管轄局	都道府県		経過措置団地	自由化団地	調定数	生産量（販売量）	基準平均原料価格	基本料金	5㎥料金	10㎥料金	調定数	生産量（販売量）	基準平均原料価格	基本料金	5㎥料金	10㎥料金	
						（戸）	（㎥）	（円／ｔ）	（円）	（円）	（円）	（個）	（㎥）	（円／ｔ）	（円）	（円）	（円）	
1	次のシート「管轄する都道府県」により、管轄局と都道府県の関係をチェックする。			どちらかの欄に必ず「○」が記入されていること。		4桁MAX	生産量（販売量）を調定数で除した場合に50㎥（？）を超えないこと。		4桁MAX	4桁MAX	5㎥料金を2倍した金額は、10㎥料金よりも大きい。	4桁MAX	生産量（販売量）を調定数で除した場合に50㎥（？）を超えないこと。		4桁MAX	4桁MAX	5㎥料金を2倍した金額は、10㎥料金よりも大きい。	「基準平均原料価格」の欄が空欄の場合には、必ずこの欄に記載がある。
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

管轄	対象都道府県						
本省	全国						
北海道	北海道						
東北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	
関東	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	
	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡		
中部	静岡	愛知	岐阜	三重			
北陸	富山	石川	岐阜				
近畿	福井	大阪	兵庫	滋賀	京都	奈良	和歌山
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口		
四国	徳島	香川	愛媛	高地			
九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
沖縄	沖縄						

令和７年度補正予算案・令和８年度当初予算案のポイント
（LPガス関連）

2025年度　第5回業務委員会
資料№7-1

令和８年１月
資源エネルギー庁
燃料流通政策室

令和７年度補正＋令和８年度当初　157.6億円（補正 8.2億円＋当初149.4億円）
（163.8億円（補正21.0億円＋当初142.8億円））

（注）　（ ）内は令和7年度当初予算額
（注）　四捨五入により、合計金額とずれあり

Ⅰ．災害対応能力等の強化　31.8億円（40.6億円）

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（LPガス＋石油タンク分）

31.8億円（補正8.2億円＋当初23.6億円）　（40.6億円(補正21.0億円＋当初19.6億円)）

Ⅱ．LPガスに係る取引適正化、流通合理化の推進　8.0億円（8.0億円）

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費　8.0億円（8.0億円）

- ・構造改善推進事業　4.0億円（5.9億円）
- ・石油ガス地域防災対応体制検討事業　等　3.4億円（1.5億円）
- ・取引適正化調査　0.6億円（0.6億円）

Ⅲ．LPガス備蓄体制の強化　117.8億円（115.2億円）

（１）石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）　4.8億円（ 0.8億円）
（２）緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費　95.0億円（95.0億円）
（３）国有資産等所在地市町村交付金　等　18.0億円（19.3億円）

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和８年度予算（案） 49億円（37億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

事業目的・概要

事業目的

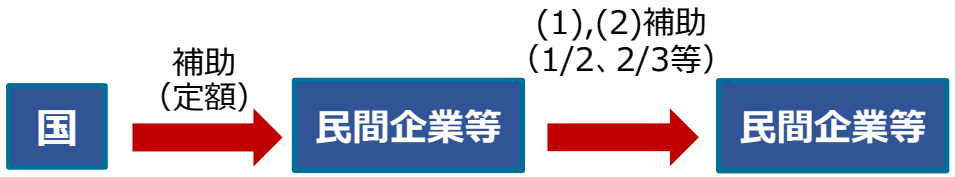
災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やガソリンスタンドなどの供給側の強靭化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

（１）避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンクやLPガス空調機器等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

（２）避難所や病院等、災害時において特に重要な拠点となる施設にLPガスタンク、石油タンク、自家用発電設備等を導入する自治体に対し、タンクの購入や設置工事及び施設改修等に要する経費の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金　令和７年度補正予算（案）　8.2億円

資源エネルギー庁
資源・燃料部燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

災害時において、道路等が寸断した場合に、 LPガス充填所やガソリンスタンドなどの供給側の強靭化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンクやLPガス空調機器等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費

令和８年度予算（案） 8.0億円（8.0億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

（１）販売事業者指導支援事業

ＬＰガスの取引適正化を図るため、各都道府県の民間企業等が行う消費者相談に対する支援を行う。

（２）地域防災対応体制整備支援事業

災害時におけるＬＰガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充やオートガススタンドの機材更新、防災訓練に係る取組を支援する。

（３）構造改善推進事業

ＬＰガス販売事業者の人手不足解消や業務効率化に資する、遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能な設備導入に対する支援を行う。

（４）取引適正化調査

令和６年４月の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則改正を踏まえたLPガスの販売事業に係る取引適正化の実効性確保のための調査を行う。

事業概要

（１）販売事業者指導支援事業を実施する者に対する補助

①補助対象者：都道府県等の民間企業等

②補助率：3/4

（２）地域防災対応体制整備支援事業を実施する者に対する補助

①補助対象者：都道府県等の民間企業等

②補助率：10/10、2/3、1/2

（３）構造改善推進事業を実施する者に対する補助

①補助対象者：民間企業等

②補助率：補助対象経費の1/2

（４）取引適正化調査

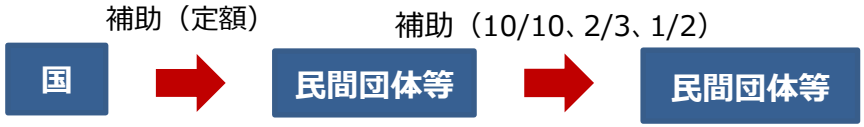
①委託：民間団体等への委託

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）販売事業者指導支援事業



（２）LPガス地域防災対応整備支援事業



（３）構造改善推進事業



（４）取引適正化調査



成果目標・事業期間

全国9ブロックでの着実な防災訓練の実施、構造改善に資する設備を20万世帯以上に導入することを目指す。

石油ガス備蓄事業

令和８年度予算（案） 138億円（177億円）

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

我が国は石油ガスの約8割を輸入に頼っているため、石油ガスの供給が途絶し、不足する事態が生じた場合に備え、石油ガスを備蓄することで国民生活への深刻な事態を回避することを目的とする。

事業概要

我が国の石油ガス備蓄に必要な対策として、以下の取組を行う。

（１）緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）

国家石油ガス備蓄基地に蔵置している石油ガスを安全かつ効率的に管理し、危機発生時には機動的な放出を行う体制を確保する。

（２）国有資産所在市町村・都道府県交付金(石油ガス分)

国が所有する国家石油ガス備蓄基地施設の所在自治体に対し、固定資産税相当額を交付金として交付する。

（３）石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金（石油ガス分）

石油ガス備蓄事業の実施に必要となる調査・情報収集、国際協力等を実施するため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）に対し交付金を交付する。

事業形態、対象者

事業形態	委託事業	（１）
	交付金事業	（２）（３）
	補助事業	（４）
	その他	（５）（６）
対象者	民間事業者等（事業内容別資料を参照）	

（４）石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）

石油ガス輸入事業者が操業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油ガス購入資金をJOGMECから借入れる場合、利子補給を行う。

（５）土地借料

国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権及び国家石油備蓄基地に設定されている地役権に係る土地借料（地代）を支払う。

（６）国債整理基金特別会計へ繰入（石油ガス分）

石油ガス備蓄事業関連の借入金等の元本償還や利払いを行う。

石油ガス備蓄事業のうち、
（１）緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

令和８年度予算（案）　95億円（95億円）

事業目的・概要

事業目的

我が国は石油ガスの供給の約8割を輸入に依存しているため、緊急時に備えて国民生活への深刻な打撃を回避するための備えを確保することが必要。我が国では、石油ガスの安定供給確保のため、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」）に基づき定められた備蓄目標に沿って、国家備蓄を行う。本事業ではこうした国家石油ガス備蓄基地の管理・運営等を安全かつ効率的に実施することを目的とする。

事業概要

国家石油ガス備蓄基地の管理（基地施設管理、修繕保全、土地保全等）、緊急放出訓練の実施等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油ガスの輸入が途絶する事態等を想定し、石油備蓄法に基づき定められた備蓄目標（50日分：約140万トン）に沿って、国家備蓄石油ガスを保有・管理することにより、国民生活への深刻な打撃を回避し、石油ガスの安定供給を確保することを目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（２）国有資産所在市町村交付金（石油ガス分）

令和８年度予算（案） 16億円（17億円）

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

国が所有する国家備蓄石油ガス基地施設（国有資産）の所在市町村に対し、国家備蓄石油ガス基地施設が民間企業の所有であった場合に課されるべき固定資産税相当額を交付金として交付することにより、国家石油ガス備蓄基地の操業を維持することを目的とする。

事業概要

国が所有する石油ガスの国家備蓄施設に関し、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、当該資産の所在自治体に対し、交付金を交付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家石油ガス備蓄基地が所在する地域との共生を図ることにより国家石油ガス備蓄基地の安全かつ安定的な操業を確保することを目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、

（３）石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金（石油ガス分）

令和８年度予算（案） 2.4億円（2.4億円）

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

JOGMECが国家備蓄石油ガスの統合管理業務を効率的かつ安全に行うために必要なノウハウを維持・確保するとともに、備蓄事業に関する国際的な貢献を行うことを目的とする。

事業概要

独立行政法人の事業運営のため、独立行政法人通則法第46条に基づき、 JOGMECに対して交付金を交付し、石油ガス備蓄事業を実施する上で必要となる統合管理・調査等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

本事業を通じた安全性に係る調査等の実施により、国家備蓄石油ガスの安全かつ効率的な管理や緊急時における円滑かつ確実な備蓄放出体制の構築を目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（４）石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）
令和８年度予算（案） 4.8億円（0.8億円）

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

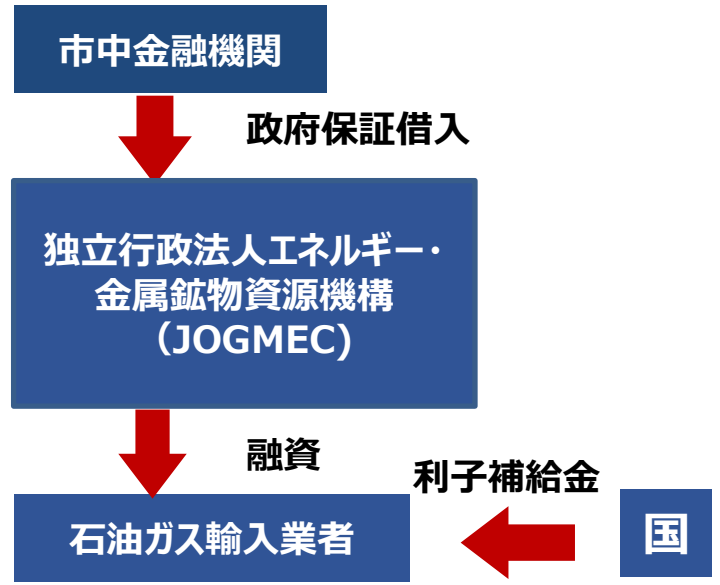
事業目的

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」）に基づき、石油ガス輸入業者に対し、操業に必要な在庫を上回る水準（基準備蓄量）の石油ガス在庫を保有する義務（民間備蓄義務）を課している。エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油ガス備蓄水準を維持する」という目標に対し、本事業では、石油ガス輸入業者の負担を軽減し、石油ガスの安定供給を確保する。

事業概要

石油ガス輸入業者が当該義務を履行すべく、操業に必要な在庫を上回る基準備蓄量の石油ガス在庫を保有する義務を満たすために必要な石油ガス購入資金をJOGMECから借入れる場合、その融資に係る利払いの一部につき、国が石油ガス輸入業者に利子補給を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油備蓄法に基づく石油ガスの民間備蓄目標（輸入量の40日分）の達成を維持することにより、我が国の石油の安定供給確保を目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（５）土地借料

令和８年度予算（案）　0.03億円（0.03億円）

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権と、国家石油備蓄基地に設定されている地役権にかかる土地借料で、石油及び石油ガスの国家備蓄事業を安定的に実施することを目的とする。

事業概要

国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権及び国家石油備蓄基地に設定されている地役権に係る土地借料(地代)を支払う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家備蓄石油・石油ガス基地の管理・運営に必要な用地を確保することにより石油・石油ガスの安定供給確保を目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（６）国債整理基金特別会計へ繰入（石油ガス分）
令和８年度予算（案） 20億円（62億円）

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

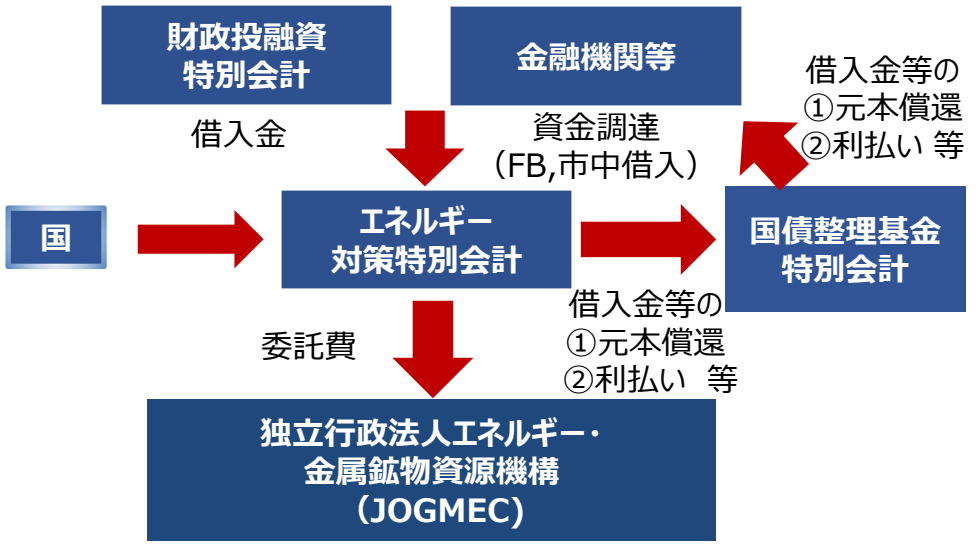
事業目的

国家備蓄石油ガスの購入費用や国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良・更新等（資本的支出）にかかる費用は借入金等によって賄われている。本事業では金融機関等に対し、国債整理基金特別会計を通じ、これらの借入金等の元本償還や利払いを行うことを目的とする。

事業概要

金融機関等に対して国債整理基金特別会計を通じ、国家備蓄石油ガスの購入費用や国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良・更新等（資本的支出）にかかる借入金等の元本償還や利払いを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良更新に係る借入金の適正な元本償還及び利払いを行うことにより、石油ガスの国家備蓄事業を確実に実施することを目指す。

保安規制高度化等事業のうち、
（２）石油・ガス等供給に係る保安対策調査等委託費

令和８年度予算（案） 3.0億円（3.0億円）

産業保安・安全グループ
保安政策課

事業目的・概要

事業目的

石油・ガスに係る事故を未然に防止するとともに、産業保安法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うための事業を実施し、

（１）石油・ガスに係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数を現行の事故報告体制になって以降最少にすること

（２）都市ガス・LPガスについては審議会で取りまとめた「ガス安全高度化計画2030」、「液化石油ガス安全高度化計画2030」で設定した事故・死傷者数の減少

を目的とする。

事業概要

石油精製プラント・ガス設備等における事故原因と再発防止策の検討を行うとともに、産業保安関係法令（高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガス法等）に関する規制の見直しやそれぞれの法令に基づく技術基準等の制定・改正に必要な調査・検討等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油・ガスに係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数を現行の事故報告体制になって以降最少にすることや、都市ガス・LPガスでは審議会で取りまとめた「ガス安全高度化計画2030」、「液化石油ガス安全高度化計画2030」で設定した事故・死傷者数の減少を目指す。